

## 令和3年白老町議会定例会9月会議会議録（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時10分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告について

第 4 行政報告について

第 5 一般質問

---

### ○会議に付した事件

一般質問

---

### ○出席議員（14名）

1番 久保一美君

2番 広地紀彰君

3番 佐藤雄大君

4番 貳又聖規君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

7番 森哲也君

8番 大淵紀夫君

9番 吉谷一孝君

10番 小西秀延君

11番 及川保君

12番 長谷川かおり君

13番 氏家裕治君

14番 松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

4番 貳又聖規君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸田安彦君

副 町 長 古俣博之君

副 町 長 竹田敏雄君

教 育 長 安藤尚志君

総 務 課 長 高尾利弘君

企 画 財 政 課 長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
建 設 課 長	舛 田 紀 和 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	早 弓 格 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君
書 記	神 綾 香 君

---

### ◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日9月7日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会9月会議を再開いたします。

その前に議長より一言お願いをしておきますが、今北海道は緊急事態宣言中です。町のほうからも先日要請がありまして、この議場は密閉状態にもなるわけでありますから、今まで1時間ごとに休憩をしておりましたが、ちょっと早めて50分程度で休憩をしないと、このように思いますので、心しておいてほしいと思います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員、6番、前田博之議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、8月26日及び9月3日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、8月26日及び9月3日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和3年白老町議会定例会は、9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により9月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、令和3年定例会9月会議の運営の件であります。

まず、9月3日に議案説明会を開催し、9月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

本定例会9月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和2年度の各会計の補正予算3件、条例の制定及び一部改正2件、計画の策定1件、人事2件、令和2年度各会計決算認定4件、令和2年度決算に関する附属書類の報告4件、財政健全化判断比率等の報告2件の合わせて議案18件であります。

また、議会関係としては、諸般の報告、意見書案、委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、認定第1号から第4号まで及び報告第1号から第4号までの令和2年度各会計の決算

認定に関連する議案8議案であります。

次に、令和元年度各会計の決算認定に係る関連議案8議案は、議会運営基準の規定により、議長及び監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、9月14日・15日・16日の3日間、休会中における審査とすることに決定いたしました。

次に、一般質問は、既に8月26日・午前10時に通告を締め切っており、議員10人から17項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問においては、本日から10日までの4日間で行うこととしております。

以上のことから、本9月会議の会期については、決算審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から9月17日までの11日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告は報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会9月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね11日間としたところでありますが、全日程等につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書の規定に基づき、定例会6月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。この派遣結果について、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会9月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、緊急事態宣言についてであります。8月27日から北海道に3度目の緊急事態措置が適用されました。感染の大部分がデルタ株に置き換わっていると想定され、ワクチン接種後に感染するブレークスルー感染も見受けられることから、本町では期間中の町内公共施設を休館

とし、前回と同様に胆振総合振興局長と胆振管内首長との連名で緊急メッセージを発出し、防災無線等により不要不急の外出の自粛、基本的な感染防止行動を徹底いただくよう町民の皆様に改めてお願いしているところです。

次に、町立病院改築事業についてであります。白老町立国民健康保険病院の改築事業者選定に当たり、設計施工業者7者から参加表明を受け付け、9月1日に開催した病院改築事業者選定委員会において7者全て参加資格を有することを確認いたしました。また、参加事業者に対しては、本事業の技術提案に必要な基礎資料として標準的な仕様をまとめた要求水準書等を同日付で配付したところであります。今後の予定といたしましては、参加事業者による技術提案の検討に一定の期間を設け、来年1月中旬に公開型の事業者選定委員会を開催する予定としております。町民の安全、安心のための病院づくりを着実に進めていく上で、本プロポーザル審査の実施を通して適正な事業規模で良質な病院づくりに真摯に向き合う最適提案者を選定してまいります。

なお、本9月会議には、議案8件、認定4件、報告6件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わりました。

---

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

本日から一般質問を予定しております。10名の議員から17項目の通告が出されておりますが、一般質問される議員並びに説明員にお願い申し上げます。一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう、議長から特にお願いを申し上げます。

---

◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って、発言を許可いたします。

---

◇ 久 保 一 美 君

○議長（松田謙吾君） 1番、会派いぶき、久保一美議員、登壇願います。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、いぶき、久保一美。通告に従い、1項目3点、順次質問いたします。

1、本町における観光資源の有効活用について。

(1)、アヨロ鼻灯台周辺、倶多楽湖の今後の取組状況について伺います。

(2)、萩の里自然公園や町民ふれあい広場など多機能な施設を観光資源として活かした取り組みについて伺います。

(3)、観光資源である自然景観を守るため、環境保全などの取り組みについて伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「本町における観光資源の有効活用」についてのご質問であります。

1項目めの「アヨロ鼻灯台周辺、倶多楽湖の今後の取組状況」についてであります。

アヨロ鼻灯台周辺は現在、アヨロ鼻灯台周辺保存会により、魅力ある観光資源の一つとして保存活用や整備活動を実施しており、今後においても保存会と連携しながら取り組んでいく考えであります。

また、倶多楽湖につきましては、観光資源であるのと同時に、貴重な自然を残せるよう環境保全とともに、倶多楽湖の魅力を伝えるための情報発信に努めて参ります。

2項目めの「萩の里自然公園や町民ふれあい広場など多機能な施設を観光資源として活かした取り組み」についてであります。

萩の里自然公園は、豊かな自然環境を有する里山であり、人と自然が共生できる空間として、多くの利用者に親しまれる都市公園であります。

また、ふれあい広場につきましては、スポーツ施設として多くの町民等の健康増進に寄与しているところであります。

これらの施設につきましては、今後も多くの町民の方や来訪される方々にも利用していただけるよう努めて参ります。

3項目めの「自然景観を守るための環境保全などの取り組み」についてであります。

ポロト自然休養林をはじめ多くの自然環境が残る白老町として、その自然景観を守るべく官民一体となった清掃活動や不法投棄パトロール、空地の雑草除去指導などの取り組みを実施してきました。今後も本町の豊かな自然景観を維持し、魅力ある観光資源として町民が誇れるよう、必要な対策に取り組む考えであります。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。私が資料で確認してみたところ、1976年12月から海の安全を守るために点灯してきたが、GPSなどの普及により必要性が減ったため、2016年10月に廃止されました。2018年、白老町が灯台施設と底地の民有地200平方メートルを10万円で取得しました。ほとんどの全国の灯台は海上保安庁の管轄になっているが、管理者が町というのはまれなことです。本町にとっては観光資源であると思いますし、文化的建造物でもあると思います。今後の活用が期待されていると思います。また、周辺環境整備などによる場おこしなどは、新たな観光スポットとしての地元の集客に大いに役立つと思われます。

そこで、再質問ですが、現状はアヨロ海岸側からの階段の上り口の下部が破損したままになっていて虎ロープで通行できないようにされています。また、灯台周辺には柵がなく、とても

危険な状態だと思います。このままがよいという意見もありますが、この事柄について町として安全性を確保する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 議員がお話をされましたとおり、現在上り口の一部分が破損している状況となっております。現在虎ロープを張りまして、簡単に入れられないような対策を取らせていただいております。また、灯台周辺の柵もない状態ということで、今は立ち寄れるといいますか、訪れることができないようにまずは安全対策ということでやっておりますが、今後におきましてはアヨロ鼻灯台周辺保存会の皆さんと保存活用や整備活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。観光資源といえば、現状のままでは観光スポットというにはちょっとなりづらいなという私の実感があります。また、周辺整備をすることにより人が集まり、地元の企業にさらなるビジネスチャンスなどが生まれると思います。特に基礎周辺の劣化が激しく、長く観光資源として活用するためにはある程度の改修の必要性を感じますが、まちの考えをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 今し方ご答弁させていただきましたが、現在アヨロ鼻灯台周辺保存会の皆様と一緒に保存活用や整備活動を進めているところでございます。今お話があったとおり、灯台を目当てにお客様が来訪されることによって地域への活性化といいますか、好影響があるのではないのかというところは認識しつつ、そういった思いも含めながら今後そういうことで進めていければと考えてございますし、建物の一部破損しているという状況は町としても認識しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。改修とかについての計画等はあるのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 今保存会の皆様と一緒に計画を立てさせてもらった中で全体的な計画として持っていますが、建物自体のいつにどういう整備をするというところのまだ細かい部分までは詰めておりませんので、全体の計画を取らせていただいている中でまた詳細に詰めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。では次、全国各地の灯台の活用方法の事例として定期的な灯台のライトアップ、決まった日に限る内部公開、灯台クラフトなどの無料配布など様々な取組を行い、観光資源の有効活用を行っています。白老町においては今後どのような取組を考えているのかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 本当に観光スポットとして魅力ある施設といたしますか、灯台だということは認識しつつ、今後のPR活動の事例をお話しいただいたかと思えます。様々な取組がされているということは町としてもある程度認識しておりますが、そういったものをきちんと調べつつ、保存会の皆様と共有しながら整備された暁にはどういった活動がいいのか、PRできるのかということを検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。2018年に利活用計画の策定のために町で240万円を支出していますが、その内容についてお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 平成30年度に虎杖浜竹浦観光連合会に対しまして240万円支出させていただいてございます。虎杖浜竹浦観光連合会では町の補助を受けまして、こちらの利活用のための整備計画の策定をされたという内容でございます。こちらにつきましては、業務期間は平成30年6月から31年3月までということでございまして、業務の概要としましては平成28年10月に廃止となりましたアヨロ鼻灯台を同連合会の意思として保存活用することを確認したことを受けまして、灯台を地域のシンボリックな施設ということで象徴空間と連携したりですとか虎杖浜地域の回遊性、それから集客力の向上につながる活用や整備のアイデアを出し合い、その結果を計画案としてまとめたものとなっております。実際にはそのほかに住民参加のワークショップであったりですとかニュースレターというものを発行したりというような事業もさせていただいているような内容となっております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） それでは、次に参ります。

アヨロ海岸についてですが、アヨロ海岸の清掃は現在定期的に地元の小学校と保存会がボランティアで行っています。この景勝地を維持するための活動を今以上に広報する必要性を感じますが、まちの考えをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） アヨロ海岸の清掃についてのご質問であります。

アヨロ海岸の清掃につきましては、議員がおっしゃったように、虎杖小学校の児童たちによる清掃、それと保存会の方々が定期的に行っているのと。それ以外に、裏側、登別市側になるのですが、クライミングの愛好家の方たちが定期的に清掃活動も行ってくださっています。アヨロ海岸に限らずなのですが、清掃活動の広報、ヨコストの清掃ですとかそういったものにつきましても、今までは新聞機関の取材を受けて新聞報道、それや広報紙の掲載にとどまっておりましたが、今後につきましては当然町のホームページやフェイスブックなどいろんなチャンネルを使いまして幅広い方々に情報発信していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。アヨロ鼻灯台は、クリーン活動や草刈りなどを通して美化や保存活動をしています。その活動の現在の支援状況は適切なのかを伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） ただいま生活環境課長のほうから答弁ありましたとおり、広く広報していかなければならないということもございまして、こういった活動内容を保存会の活動も含めて理解促進につながるように、これは本当にそういった支援という形でやっていけないかと考えてございます。ですから、これからも広報等を通じてこういった活動が輪が広がるようなことも町として努めていかなければいけないというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。アヨロ鼻灯台周辺の道路に不法投棄されている現状を産業厚生分科会で要望して注意を促してほしいとあるが、その後の検討内容を伺います。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 昨年の7月に開催された分科会の件かと思えます。私も何回も通っていますけれども、ふる川を過ぎてからホテルいずみの間、そこら辺の道路の周辺が特にごみがひどい状況かと認識はしております。生活環境課としましても、当然ごみ捨て防止の看板の設置あるいは不法投棄の防止パトロールというものを定期的に行っておりますし、状況を見てひどい状況であれば清掃活動も行ったりしておりますし、建設課におきましても降雪前、雪解け後の清掃活動ですとか、あるいは草刈りも定期的にします。草刈り後の清掃活動、そういったものも行っている状況であります。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。それでは次、倶多楽湖についてです。

倶多楽湖は国立公園の一部ですが、観光開発も盛んではなく、知る人ぞ知るスポットになっていて、町民でさえ白老町の観光地だと知らない人もいると思われ。2001年度環境省の調べでは日本一の透明度になったこともあり、観光地として有名な美瑛の白金青い池や弟子屈町の摩周湖にも劣らぬコバルトブルーの美しい湖です。しかしながら、現在においてはおもてなし感が感じられず、観光資源としても物足りなさを感じます。過去にレストハウスや貸しボート等を運営していた形跡がありますが、様々な要因で経営が安定せず、現在に至っていると聞きました。観光スポットとしての必要性を感じますが、まちはどのように捉えているのか考えをお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 現在はあそこでレストハウス、貸しボート等をやっていた事業者の関係につきましては、カヌー体験のみの営業というようなことでやられているというお話を聞いてございます。議員がおっしゃられたとおり、本町の観光にも大切なところだということで町としても認識してございますが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、倶多楽

湖の周辺につきましては支笏洞爺国立公園内の特別地域というような指定がされております。そのことから、貴重な自然環境を保全しつつ、観光地としての魅力の発信のほうに注力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。白老観光案内の調べによると水面標高が257メートルとなっており、一般の普通の人の考えでは冬季閉鎖するほどの標高ではないのではないかとこの考えもありますけれども、冬季閉鎖になっているので、その理由を伺います。また、この事柄が登別市との連携により打開できる問題なのかも伺います。

○議長（松田謙吾君） 舩田建設課長。

○建設課長（舩田紀和君） ただいまのご質問は倶多楽湖へ向かう道路の冬期間の閉鎖についての質問と思いますが、まず1点目の冬期間の閉鎖についてですが、まずこの道路につきましては北海道が管理いたします道道倶多楽湖公園線になります。ですので、管理主体が北海道となりますので、近々での聞き取りという部分では情報は今持っていませんが、過去にこういった案件の中で北海道と協議した経緯がございますので、その当時の部分での通行止めについての今の方向性、考え方という部分についてご答弁させていただきます。当時は通行止めとなっている部分につきましては、その沿線上に民家等がないという部分と、それと冬期間における交通の需要が非常に低く、見込まれないという部分がまず1点目の理由としてございます。また、その道路形状なのですが、急カーブ、そういったものが形態として多い道路という部分と、そういった事情よっての安全確保の部分の徹底性という部分に問題が生じていると。それと、当該道路については非常に道路幅が狭い部分がございますして、除雪重機を入れる部分について小型重機の確保、あとはそれに伴ってオペレーターの確保も厳しくて、現状今冬期間の通行止めを行っているという部分でございます。

2点目で登別市との連携による今後冬期間の開放に向けた打開策という部分のご質問でございますが、現在北海道といたしましては、この路線を冬期間に開放する部分という視点でいきますと、交通の需要、そういった部分を考えても年間通して通行するという部分についての費用の面、そういったところから費用対効果を考えた場合には現状のところは冬期間の開放というのは厳しいというのがこれまでの協議の中で出ている話でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。倶多楽湖の水は、日本屈指の水質を誇る水であります。本町の貴重な資源でもあります。また、食材王国を掲げる白老町としてのこの水をより積極的に利活用を図り、地域の振興につなげていくことが大切であると考えます。他の自治体でも既に実例としてありますが、ミネラルウォーターなどの事業を実施した新たなブランドづくりも必要ではないかと思われませんが、まちはどのように捉えているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） ミネラル事業のお話がありました。私は過去に担当していた

ことが若干ありまして、そのときの当時の話なのですが、飲料メーカーが実際に倶多楽湖の湧水の水質を確認したことがあるという話を聞いたことがございます。そのときの評価としましては、水の質は非常によいということで聞いてございますが、ただ事業ベースで考えたときに、ペットボトルは皆さんご承知のとおり空のボトルを現地まで運んで詰めたものをまた消費地まで送るということで、運賃も含めて水そのものよりも経費が非常にかかるというようなお話で、その飲料メーカーの方いわく水はいいのですけれども、事業としては相当難しいでしょうねというお話を聞いたことがございます。

また、私が過去に調べた中で国内のミネラルウォーターの事業者は、記憶は定かではありませんけれども、約300社程度あると認識してございます。そういった中でシェアを取っていくといいですか、商売をしていくとなると、事業をやっていくということは相当難しいのではないのかと思っているところでございます。

また、ほかの大手飲料メーカーの話とか確認させていただきますと、採水地、水を取るところの多くは日本国内で多いのは山梨県ですとか静岡県ですとか、やはり大消費地、首都圏に近いところで取られているのが多いというような現実もございます。やはりこれはコストの部分にかかっているのではないのかと思っております。

また、倶多楽湖周辺では湧水を活用しました養鱒業ですとか水産加工業者、それからシイタケ栽培事業者がこの水を大切に利活用されてございます。現状としてはミネラルウォーター事業は相当ハードルが高いといいですか、難しいものになるのではないのかというような認識でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。倶多楽湖周辺の質問の総括として登別市・白老町観光連絡協議会での親交を深めた将来の具体的な利活用の検討性について伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） ただいまのご質問でございますが、倶多楽湖周辺は国内有数のカルデラ湖で、流入、流出する河川もなく自然がそのまま残されたようなとてもきれいな場所といいですか、風光明媚といいですか、そういうような地域になってございます。登別市・白老町観光連絡協議会の中でも様々なPR活動もさせていただいてございますが、まずはこの貴重な自然を守りつつ、そのきれいさといえますか、その風景といえますか、その環境を皆様に見ていただくように情報発信様々な場面でさせていただければと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。では次、多機能化した施設について伺います。

現在の白老町には観光客を受け入れる公園がないように思われます。京極町の羊蹄のふきだし公園には湧き水のほかソフトクリームや軽食が食べれる施設が隣接していて、子供も大人も楽しめる環境づくりができています。また、苫小牧市の緑ヶ丘公園では遊具の充実はもちろん

のこと金太郎の池でのボート乗り、カモやカモメの餌やりができたりと人が集まりやすい環境になっています。このように、あるものを活用した魅力ある公園を造ることにより観光客や地域の人々の満足度が上がると思われまます。

白老町での多機能化した公園づくりで最も可能性がある施設として思い浮かぶのは、ふれあい広場、萩の里自然公園ではないかと思われまます。観光商業の概念からいうと、ふれあい広場を活用することで周遊性を高め、大町商店街にも恩恵をもたらすことが期待できるかと思われまます。また、萩の里自然公園の場合は、もともと一時避難場所に指定されていることから、多機能化することにより避難所としての機能性が高まると思われまます。現在のふれあい広場は、滑り台を伴う遊具が1つと砂場があります。小高い丘があるため、雪が積もるとそり滑りができたり広めの駐車場も完備されている状況です。また、ベンチも設置されていますが、老朽化が激しい状態になっています。このことを踏まえて、利用者が安心して利用できる施設にする必要があると考えまますが、町としてはどのような対策をお考えなのか伺いまます。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） ふれあい広場の関係についてお答えさせていただきます。

今議員がご指摘いただいたとおり、ふれあい広場につきましては滑り台を伴う遊具が1つと、そのそばに砂場がありまして、小高い丘もありまして、四季折々様々な人が利用されております。一部ベンチにつきましても、ご指摘のとおり老朽化が激しい状態になっておりまして、ここの施設につきましては現在体育協会のほうで指定管理しておりますが、適宜座ると危険であるという部分については修繕させていただく部分と、あと周遊している場所でも危険な場所がありましたら適宜対応していただいている状態になっております。引き続きなのですが、そのような形で利用者が安心して利用できるような形で努めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。現在はコロナ禍でいろんなイベントや行事などが中止ということが続いておりますが、河川敷で行われている白老牛肉まつりでは駐車場などの完備など整えられている状況であります。しかし、大町商店街には人が流れにくいと思われまます。白老八幡神社の例大祭のよさこい踊りのイベントのように町の中心で行われることにより、周辺の商店街にも恩恵が期待できると思いまます。同じように、ふれあい広場でも行事やイベントを活発に行うことにより大町商店街などの周遊性が高まるのではないかと思われまますが、町としてはどのように捉えているのか伺いまます。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） ただいまご指摘いただきましたふれあい広場も行事やイベントの活用をということでございます。

お話をされている白老牛肉まつりも、スタートはふれあい広場のほうで行われております。その当時相当お客も来られていて、またあそこが住宅地のちょうど中心部ということで、騒音だとかそういう部分の苦情もありまして、現在の河川敷に会場を移した経緯もあります。しかしながら、ほかのスポーツを中心としたイベントとしましては黒獅子の大会ですとか軽スポー

ツの大会等をふれあい広場で開催させていただいておりますが、利用数については減少傾向にあります。ふだんですと、先ほどの遊具の話もありますとおり、休みの日になりますと遊具で遊ばれている方、散歩されている方、多くの方がふれあい広場を活用されておりますので、その辺の部分につきましてはスポーツのみならずそういう騒音だとかでも対応できるようなことはこれから考えていかなければならないと感じております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。次、萩の里自然公園についてであります。

萩の里自然公園は高台にあることから、一時避難所に指定されておりますが、現在の公園施設において特にセンターハウスの管理運営状況がどうなっているのか確認をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 萩の里自然公園のセンターハウスの管理運営についてのご質問であります。

現在センターハウスの開館につきましては、週休2日制ということで火、木を休館日として運営をしている状況でございます。ただ、時間が夏季、それから冬季という部分で分かれてございまして、4月から10月までが8時半から17時15分、それと11月から3月、この期間につきましては10時から15時という時間帯で開館をしているところでございます。それに伴いまして管理体制の部分でございまして、現在会計年度任用職員をセンターハウスの管理人として設置をしている状況でして、施設の軽微な維持修繕的な作業、それから草刈り等、それとセンターハウス、公園に来場されるお客様のそういった対応というのが主な管理業務として運営を行っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。平常時における状況は理解できましたが、緊急時における対応はどうなっているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 緊急時のセンターハウスの取扱いのご質問でよろしいかと思っておりますが、基本的に緊急時につきましては、開放が必要となった場合の手段としては可能な状態であると捉えております。ただ、萩の里自然公園につきましては一時避難場所指定でございますので、あくまでも一般避難所が開放されるまでの間と施設管理者としては捉えております。ただ、災害の規模だとかそういったものによってはその限りではないと、柔軟な対応が必要であるとは捉えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。次に、萩の里自然公園の特徴を生かした利活用として、これまでに観光的要素やそれ以外でも構いませんが、一般利用以外で何か実施された事業や取組などがありましたら伺います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 萩の里自然公園を活用しての事業主体の部分のご質問でございます。

観光要素という部分よりはその他の要素の部分でこれまで事業をしてきた部分についてご答弁させていただきます。まずは民間が主導で行っております事業といたしましては、J R北海道が事業主体となって実施をしております、今年度もそういった形で、コロナ禍の部分ではありますが、一応当初の年度の計画といたしましてJ Rヘルシーウォーキングというものをこれまで開催している部分がございます。この事業につきましては、健康増進の部分の概念もございまして、萩野駅から白老駅まで萩の里自然公園を経由して、それからウヨロ川沿い、そして道道白老大滝線をウォーキングをしながら駅までということで、萩野駅、白老駅のJ Rも利用した間でその区間をウォーキングしながら健康に寄与するという部分でのJ R事業としての実施をされている経緯がございます。そのほかは教育的な部分の関係で子供向けのソフト事業として子供たちが環境に触れ合うという部分の中でいろいろございますが、例えば自然と触れ合う森づくりの体験学習ですとか、あとは親子の自然観察会、それとクリスマスリース作りですとか、季節に問わずそういったような形で子供と親御さんの方皆様が自然に触れてのそういった体験事業というものが実施されている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。私は、萩の里自然公園のように自然環境に恵まれた施設を観光資源の一つとして何か利用できる手段がないのかと思うところではありますが、町の考えをお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 先ほど町長の答弁にもございましたとおり、豊かな自然環境を有する里山でありまして、人と自然が共生できる空間でもあるということから、まずは多くの町民の方に親しまれて利用されることによってその評判といたしますか、近隣のまちにも多く知れ渡って、そういった方々が訪れてみたいと思えるような施設に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。次は自然景観を守るための取組の部分であります。

プラスチックは、機能の高度化を通じて我々の生活に多大な利便性をもたらしましたが、その一方でごみ処理問題などが年々深刻化しています。特に海岸プラスチックごみ問題は観光資源である自然景観を損ねるおそれがあるだけでなく、御存じのとおり自然に戻るのに種類によっては数百年から数千年かかると言われています。そのプラスチックが海で分解を繰り返し、やがてマイクロプラスチックとなり、さらにナノプラスチックとなり環境破壊や人体の影響も懸念されています。近年から始まったSDGsの取組から昨年7月、レジ袋の有料化が始まり、少しずつですが、ごみ問題への関心が高まっているのではないかと思います。しかし、現在

はコロナの影響によりテイクアウトの需要が増えたため、プラスチック容器のごみ増加が深刻になっていると聞いております。この点についてのまちのお考えをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ質問を続行いたします。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） コロナの影響によるテイクアウト等が増えたためのプラスチックごみの状況であります。

プラスチックごみに限った集計といいますか、排出量が増えている、減っているというような把握はできておりませんが、コロナの影響によりまして外出禁止といいますか、家の中の片づけをしたりといったことでごみ全体の量は増えている状況にあります。その中で自分の家の中で家のごみを見ると、やはりそういったテイクアウトのものであったり、あとは巣籠もりによって家で調理する機会が増えたりといったことで、そういったプラスチック系のものが増えている状況には自分の家ではあるのかと感じております。また、先ほどありましたレジ袋の有料化が始まって、最近ではテイクアウト用の容器に関しても事業者のほうでプラスチックから紙製品に変わっていくなど環境に配慮したものに变化しつつありますので、逆に消費者側のほうにもそういったものの購入を促していく等の対策は必要かと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。次に、海岸漂着物等の処理等の推進に関わる法律について。

海岸漂着物処理推進法の中に市町村は必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとありますが、海岸管理者とは誰なのかお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 海岸の管理に関するご質問でございます。

基本的に港湾区域を除きまして、それ以外の胆振海岸につきましても管理者は北海道になります。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） では、台風や高波等発生時のとき海岸管理者等の指示はあるのでしょうか。また、町はそのような場合のときにはどのような対策を実行されているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 台風ですとか大雨の際の対応ということでございますが、そういった場合に限らず海岸漂着物というものは管理する北海道ではなくて漂着した先の市町村が処理をしなければならないことになっております。ケースによりまして、大雨等災害で大量

の流木が流れてきた場合ですとかそういったときには災害の対応となる場合もありますし、場合によっては北海道と協議しながらその費用負担というものはケース、ケースによって違うような形になっております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。白老町の豊かな環境を維持しつつ、観光地として持続可能な発展ができるまちづくりを構築するためには子供から大人まで一人一人が環境保全に取り組む必要があると思います。体験活動を通じ理解と関心を深めることで学校教育だけではなく地域全体での取組活動に発展するのではないかと思います。町の考えをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 環境教育に関する質問かと思われます。

私の実感としてなのですが、地域で参加しているクリーン白老の活動ですとかヨコストの清掃もoshiかりなのですが、そういった活動に親子で参加されていたり、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にお孫さんが参加されていたりといったようなケースが目につくなど感じております。議員がおっしゃるように、世代問わず環境保全に取り組むこと、体験することで町民全体の活動につながるのではないかと考えております。白老町環境町民会議が主体になって開催していただいております川塾ですとか海塾、あとは環境セミナーというのを開催していただいておりますけれども、そういった中でも自然の大切さですとか、一度汚れてしまった環境というのは元に戻すにはすごく時間がかかるのだよといったことを分かりやすく説明をしたりしております。コロナ禍の中にあってもなかなか開催できない状況は続いておりますけれども、今後再開できるめどがつかましたらそういったことを使いながらも積極的に発信していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。自然景観を守るための取組の中の次の点ですが、世界のエネルギーは増加傾向にあり、二酸化炭素を排出しないエコなエネルギーが注目されています。また、日本では東日本大震災から原子力発電ではなく火力発電に大きく切り替わりました。それに加え、自然の力を有効に利用した太陽光発電、風力発電、水力発電にも方向を変えています。特に太陽光発電は、エコでクリーンな発電方法の一つとして政府の後押しもあり、飛躍的に普及しました。現在の白老町にとっても人口減少が進んで財源が先細りする中、太陽光発電施設は大きな財源確保にも役立っているのではないかと思います。しかしながら、観光地である白老町においては、立地場所に制限を持たず無造作に建設されている現状は観光地白老にとって、とても大きな損害だと感じます。太陽光発電自体はすばらしい取組ではありますが、観光地としての景観を守るためにもある程度の規制を設け、景観を守ることが必要ではないかと思います。6月会議の同僚議員の一般質問の中でヨコスト湿原への太陽光発電の話がありましたが、私が言いたいのは観光地白老として景観を守るため、ヨコスト湿原以外にも設

置規制をしないといけない場所があるのではないかということ、近隣自治体、厚真町や安平町で条例を規定して規制をしているが、白老町はどう考えているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 太陽光発電の規制に関する質問であります。

太陽光発電施設の規制する条例につきましては、令和3年7月29日現在の数字ですが、全国で都道府県で設置しているのが4条例、それと市町村で設置している条例が152条例ありまして、そのうち北海道に限りますと先ほど言われました厚真町、安平町含めまして全部で6町で制定している状況でございます。条例の内容につきましてはいろんなパターンがありまして、主に抑制区域の設定、禁止区域の設定をしていたり、事業の届出を下さい、首長の同意が要るよ、あとは地域との協定の締結などいろんなパターンがあります。生活環境課としましては、先ほどありましたヨコスト湿原の保護という意味合いも含めまして、この条例制定の必要性というのは十分認識しているところではあります。白老町、町全体としますと、ほかの課にも関係する課、またがる部分ありますので、また前回も言いましたが、個人資産に制限をかけるというところにもつながりますので、そういったところも含めまして先行する厚真町、安平町、そういったところも参考にしながら、まずは役場内部で今後の考え方について議論していきたいなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。白老町自体で環境条例だとかそういうのを設置する考えとか、そういうのはあるのか伺います。計画でもよろしいです。将来。今はないと思いますが。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 同じような答弁になるかと思いますが、生活環境課としてはある程度必要性というのは認識しておりますのでという部分と、あとは景観という部分でいきますと建設課ですとか産業経済課ですとか、そういったほかの課にまたがる部分もありますので、町としての考え方というのはこれも役場内部で議論しながら考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。太陽光施設についてですが、当然地権者の権利はあると思いますが、今の状況が続いてくると自然景観を損ねるだけでなく、周辺住民などの住みにくい環境が進み、そればかりが原因ではないですが、それが間接的に過疎化に拍車をかける可能性があると感じます。この点について町はどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 太陽光に係る住環境に係る質問かと思えます。

白老町には大きなメガソーラー以外にも住宅地で少し空いたスペースに太陽光発電設備があったりといったところで様々なところに設置されている状況があります。また、我々に寄せら

れるところの苦情でいきますと、太陽光を設置しているところの草刈りがなされていないといったものが多く苦情として寄せられている現状であります。全国いろんな文献といいますか、事例を見ましても、そういったトラブルが発生をして条例の制定ですとか規制をかけるということにもつながっているということですので、当然そういった観点からも町としては検討していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。自然景観を守るための取組のまた違う視点からのことですが、国道沿いの目につく場所にある長期にわたる特定空家について対策は取れているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 特定空家に関するご質問でございます。

現在特定空家につきましては、今年度国のガイドラインに基づきまして、町内の不良空き家の中で特定空家等に該当するかどうかの部分の現地調査ですとか検証を進めているところでございます。それをもって白老町の空き家対策協議会の中で検討を行いながら協議会の意見等も踏まえて、まずは特定空家等の認定を行っていききたいというのが今年度進めている状況にあります。でありますので、現在のところ特定空家という部分ではまだ認定に至っていないものですから、それと並行して現在は危険家屋についての対応という部分で認定前に併せてそういった危険空き家と称される施設が町内にも我々のほうで押さえている物件があります。そういった部分については、一般的には広報紙による周知、そういったものを行っていくという部分と財産所有者の方に直接ご連絡を取らせていただいて、まずは自己財産の適正な安全管理をしてくださというような徹底を呼びかけているという状況でございます。今年度の部分につきましては、そういった行為の部分もございまして、6月の低気圧のときに風によって屋根が一部剥がれたりという部分の現状がございました。そういった中で所有者の方とも連絡を取りながら、そういった形でその建物を逆に取壊しまでいったという事例も町内でございます。ですので、ご質問の定義としては国道沿いというお話でしたが、全体の中でそういった部分の危険な部分をピックアップしながら、認定と並行にそういった危険な状況を勘案しながら現在は対応している状況であります。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。特定空家というのは大変難しい問題があると聞きましたので、大変だとは思いますが、今後の流れに期待しておりますので、よろしく願いします。

それでは次、観光地として車で訪れる方々から見える風景も大事だと思います。特定空家対策もそうですが、例えば統一したデザインや色の外壁や屋根にするだとか、こういった建物は景観を害するから駄目だとか、リフォームする際にはこういった部分を考慮するなど景観について改善が必要とされる部分があると思われませんが、町としてどのように考えているのかお尋

ねします。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 都市景観というような位置づけで私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

いろいろこれまでのご質問もありましたけれども、現時点でいいますと、個別の住宅群、そういうものに対して規制をかけていくというようなことについては現時点では考えとしては持ち合わせていないというのが現状かと思っております。一部駅北観光商業ゾーンの整備に当たっては、観光インフォメーションセンターを含めて統一的なルールを図りまして、その整合性、屋外広告物の考え方等については一部こういった取組もあったというような状況にはございますが、町全体としては現在環境基本条例あるいは文化財保護条例施行規則なんかで景観の形成あるいは風致地区に対する美観の維持というような、そういった指定ができるというようなものが個別の条例としてはございますので、それぞれの必要性については今後も検討は続けてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 実際東町から日の出ですか、旧国道の間に幾つかそういうそぐわない部分が見受けられると思いますが、何か町として対策を取っていることってあったら伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） ウポポイにつながる旧国道の部分のお話でございますが、その部分に限らずにはなるかと思うのですが、ご自分の所有地なのですが、その所有地の中に乱雑に物が置かれていたりだとか、商品なのかごみなのか分からないように積み重ねられていたりといった部分については町内各地いろんなところで見られるような状況もございます。当然そういったところについては草刈りもされていなかったりといった部分もございますので、そういったところ、個人の所有地に個人の方のものを置いてあるので、なかなか強制力というのはない状況なのですが、白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例といった中でも地域の生活を保持しなさいといったところと、町としては清掃の指導をしなさいという部分がありますので、そういった部分含めまして町としてはそういった部分、来た方が不快に思うような場所についてはそういった指導については進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。最後に、総括として白老町は現在ウポポイを中心に全国に向けて観光地として発信していますが、支笏洞爺国立公園と白老町の関連性の認知度は町民にとって大変低いのではないかと思います。白老町は、本来持っている観光資源を生かし切ることによってもっと周遊性を高め、飲食店もより潤い、将来の観光地としての発展を目指すことが一番と考えます。そして、その考え方の延長上に人口減少対策や若者定住にもつながってくると思われませんが、この点について町の将来像をどのように考えているのかお聞かせく

ださい。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 観光資源の有効活用ということで多岐にわたり議論をさせていただきました。まず、各項目に対する現状だとか課題、それから取組の方法、こういったものにつきましては担当課長のほうからご説明をさせていただきました。それで、今議員のほうから白老町が持っている観光資源、これを生かしながら周遊性を高める取組をして観光地の発展を目指しなさいということのご意見をいただきました。そのことは我々も十分認識して、ウポポイの効果を全町的に波及させていくために観光を主軸とした地域経済の活性化にそういった施策について積極的に努めていきたいと思っております。議員が言われる人口減少対策、それから若者定住、これにつながっていくような取組をしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、会派いぶき、久保一美議員の一般質問を終わります。

---

◇ 長谷川 かおり 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、会派公明党、長谷川かおり議員、登壇願います。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1 項目め、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた権利擁護、成年後見制度の在り方について。

（1）、成年後見制度の利用支援について。

①、高齢者、障がい者別の過去3年間の相談件数と制度利用件数について伺います。

②、高齢者、障がい者別の過去3年間の本人申し立て、親族申し立て、市町村長申し立ての件数について伺います。

（2）、日常生活自立支援事業の周知と利用促進の現状と課題について伺います。

（3）、市民後見人制度利用の現状と課題について伺います。

（4）、成年後見センター設置に向けての進捗状況について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「成年後見制度の在り方」についてのご質問であります。

1 項目めの「成年後見制度の利用支援」についてであります。

1 点目の「過去3年間の相談件数、制度利用件数」についてであります。平成30年度における相談件数は、高齢者35件、障がい者1件、令和元年度では、高齢者28件、障がい者0件、2年度では、高齢者36件、障がい者0件となっております。

そのうち、平成30年度の制度利用件数は、高齢者8件、障がい者1件、令和元年度では、高齢者9件、障がい者0件、2年度では、高齢者5件、障がい者0件となっております。

2 点目の「過去3年間の本人申し立て、親族申し立て、市町村長申し立ての件数」についてであります。町で把握している過去3年間の件数で申し上げますと、本人申し立ては高齢者、障がい者ともに0件であります。

親族申し立てにつきましては、平成30年度に高齢者で3件ありましたが、それ以降は高齢者、障がい者ともにございませぬ。

市町村長申し立てにつきましては、30年度に高齢者5件、障がい者1件、令和元年度には、高齢者9件、障がい者0件、2年度には、高齢者5件、障がい者0件となっております。

2項目めの「日常生活自立支援事業」についてであります。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用など日常生活についての心配ごとや困りごと相談など、日常的な生活費の管理を生活支援員が行う事業であり、北海道社会福祉協議会が実施主体となっております。

事業の周知につきましては、日常における高齢者や障がい者の方へ、個別相談において制度を紹介するなど、さらには、町民や社会福祉関係者向けの研修会などで事業をご案内しております。

利用状況につきましては、令和3年7月末現在で、障がいをお持ちの方5名が事業を利用されております。

今後の課題としては、金銭管理に抵抗がある方に対して制度の理解や、導入の必要性を認識していただくことにあると捉えております。

3項目めの「市民後見人制度利用の現状と課題」についてであります。

市民後見人の現状につきましては、令和2年度末時点で7名の方が市民後見人養成講座を修了されております。

そのうち2名の方が、日常生活自立支援事業生活支援員として活動いただいております。

課題としては、市民後見人を計画的に養成し、その後、活躍いただける体系的な仕組みづくりを行うことと捉えております。

4項目めの「成年後見センター設置の進捗状況」についてであります。

成年後見センターについては、これまで広域委託を目指し、関係機関と協議を重ねてまいりました。

しかしながら、現段階における結論として広域委託は困難であるとの結論に達しております。

現在は町による直営と単独委託のどちらかにするかを比較検討しており、今後、センター設置に向け準備を進めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。車の車輪として介護保険制度とともに2000年4月スタートした成年後見制度は、高齢者、障がい者の方々の安心、安全のための最後のセーフティーネットとも言うべき必要不可欠な制度であります。適切な制度利用がなされるべきであります。しかしながら、既に20年経過したこの制度は、全国的には令和2年末時点で利用者数は23万人と聞いております。制度の利用対象となり得る認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々の合わせた数は900万人と推定されていますので、成年後見制度の適切な利用は進んでいるとは言い難い状況にあります。その中で後見人センターが設置されるということは、とても期待されることであります。センターが設置されることを前提に再質問させていただき

ます。今相談件数を伺いましたけれども、実人数に伴う相談の件数が分かりましたら教えてください。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 成年後見の申立てに関する延べの相談件数についてお答えします。

こちらは過去3か年で申しますと、平成30年度が135件、令和元年度が311件、令和2年度が333件と毎年伸びている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。相談件数が平成30年から令和2年度は135件から333件と2.5倍も増えているということです。これは後見人の相談に対する件数でもありますので、ほかのいろんな総合相談の業務とか抱えている包括の職員というのは本当に大変な思いをしてあちこち駆け回っている、そういう現状であると私は推測されます。そういう中で、後見人制度に支援も行っている現状の中、これまで積み上げてきた職員の実績のノウハウ、町長申立てまでたどり着くそのノウハウを成年後見センター設置後は今後どのように生かすことができるのか、その点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議員のおっしゃるとおり、今まで相談件数が増えてきて町長申立てにまでつなぐということで、当然ながらそこに関わる職員のノウハウというものは蓄積されてきていると捉えております。今後成年後見センターが直営もしくは単独委託になったとしても、町長申立てについての部分の業務は町のほうで行わなければいけないという部分も当然出てくる可能性もございますし、そういったノウハウの蓄積というものなりそういう経験が業務に生かされていくと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 今後もその点は連携しながら行っていくということで理解いたしました。

次、日常生活自立支援ですけれども、この事業は社会福祉協議会が行っている事業でありまして、高齢や障がいにより一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう社会福祉協議会が本人との契約に基づき、自分一人で福祉サービスの利用手続をすることが不安がある方や預貯金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある方などが対象となり、支援員の手助けを受けることで住み慣れた地域で安心して暮らせる大変重要な社会支援の一つであります。現在5名の障がいの方が支援を受けているとお聞きしましたが、今後この方たちも高齢になっていき、判断能力の変化に応じた後見人制度への導入という切れ目のない連続した一連の仕組みが、今後利用者が増えることを見込んでさらなる構築が必要不可欠であると私は考えます。白老町社会福祉協議会との連携を含め、町はどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 日常生活自立支援事業でございますが、議員がおっしゃったように、こちらは北海道の社会福祉協議会のほうの事業で行われておりますが、実際に町としましても高齢者の方、それから障がいをお持ちの方について、その方の判断能力の状況に応じて日常生活自立支援事業を利用していただくのか、それとも成年後見のほうにつなげるのかというところがございますので、その部分については社会福祉協議会と今後連携して行っていく考えでおりますが、現在現実的に北海道の社会福祉協議会のほうが実施主体となっておりますが、聞いている限りでは令和4年度から白老町の社会福祉協議会のほうでまた委託を受けて事業を実施するというので協議を進めていると聞いておりますので、さらに連携を深めながら日常生活自立支援事業については進めていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） この事業でございますけれども、現場の職員が本当に混乱しないで、また利用者がスムーズに契約を行って支援に入っていただけるような、そういう仕組みづくりを期待いたします。

次、市民後見人の利用制度の現状と課題でございますけれども、現在白老町で後見人制度を利用されている方は、親族または弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職での後見人が担当されております。使いやすい制度に変わりつつある中で、利用が増えるという可能性は十分にあります。判断能力もだんだん欠如していきながら少しの助言を受けることで利用ができる補助制度、あとは補佐といまして日常的な買物ができて重要なことでは支援が必要だという方の補佐制度があります。その後見人には市民後見人の活躍が期待できると私は専門職の後見人のほうからも意見を伺っております。そうすることによって居宅のケアマネジャーや包括の職員も対応に飛び回ることなくなり、負担軽減につながって、また違う利用者に関わってくることができるのだよねということもその方からお話を伺っております。生活に不安を持つ人を地域ぐるみで支えるということは市民後見人の役割の一つでもあると思いますが、センターの設置に向けての計画的な市民後見人の必要性、そして育成と活用についてどのようにこれから取り組んでいくか伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議員がおっしゃったとおり、これから後見人制度の対象者が増加していくということが想定されますので、なかなか専門職の方だけでは限界になるというところが考えられます。そのため市民後見人の方の活用を考える上で、先ほど補佐というところの立場で対応していただくということも一つの考え方になるかと思えますし、あとは市民後見人の方の養成講座を受けてすぐに後見人として活動いただくというのはなかなか難しい部分がございます。そういった意味では、社会福祉法人とかNPO法人が成年後見人となるよう法人後見という制度がございます。その法人後見で市民後見人を一定期間その法人の中でアドバイザーとか指導を受けていただいて、実務を経験した上で市民後見人として立ち立っていただくとか、具体的に言えば1答目で体系的な仕組みづくりを行うことということでございませ

たが、具体的な方策としてはそういった部分も考えられると捉えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。今のお話の中で市民後見人の方に活躍していただくということは、やっぱり白老町にセンターの設置が必須でありまして、今まで後見人の方がなかなか育ってこなかったということは、白老町の方が後見人になったとしても活躍する場は苫小牧市とかに限られてしまう。なぜかといいますと、後見人支援員の方に相談するような、苫小牧市から一々白老町のほうに来ることができない、そういうこともあって今回は広域的な室蘭市、苫小牧市というところではなかなか受け入れてもらえなかったのかというところがあります。それで、今回このように単独というところになりまして、市民後見人の方の活躍というのは大いに活躍できると思いますので、その点はこれから大いに周知のほうをしながら人を育てていってほしいと思います。

次に、この制度が白老町単独に、町の直営になるのか単独委託ということになります。そこまで決まっておりますが、利用者の視点に立ったメリットを実感できる制度の運用が一番であります。それに併せまして財源の確保はどのようになっているのか、そこをお聞きいたします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 成年後見センターの設置に関しましての費用負担ということなのですが、こちらは中核機関、いわゆる成年後見センターについて運営費になりますが、こちらについては平成30年度から普通交付税の措置の対象となっております。それで、そのほか広報の啓発ですとか市民後見人の養成、法人後見の研修の経費については補助制度が既存でございますので、そちらのほうを活用してということになります。ただ、設置に関しての特に補助制度といいますか、そういったものはないということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

それでは、町長の公約でもあるセンターの設置について、町長の思いと設置時期をいつ頃と考えているのか、町長、お考えお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 町長の前に私のほうからその辺の見通しについてです。

重要な本町における高齢者対策といいますか、そういう意味合いでも青年後見人センターの設置というのは町長も公約に上げているとおり、重要な一つの案件として捉えております。それで、今課長のほうから答弁があったように、なかなか広域では、最初は広域でどうかということで随分議論はそれぞれ室蘭市、苫小牧市でしてきたのですが、なかなかそれができないということで直営か単独委託かということで、その辺のところは、今直営であるならば非常に近く、来年度あたりに設置できるのではないかとこの押さえ方はしています。単独委託になればもう少し、1年半ぐらいはかかるような見通しがありますので、今内部の中で議員からご指摘あったような、要するに対象者が白老地区の高齢者ですから、その高齢者が安心して任

せられるというか、そういうことで、こちらも高齢者にしっかりと寄り添える体制づくりをするために、ではどれがいいかという選択は内部の中で今しっかりとやっている最中です。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今副町長答弁したとおりなのですが、成年後見センターの設置については広域的な観点でいろいろ様々な関係機関と議論をさせていただいた結果、今副町長が最初に答弁したとおり、直営か単独委託という二者択一になっていますので、それを今どちらかにしたほうが将来的にもいいのか等々を議論している最中でございますので、この議論が見通しが立った時点で設置を考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。町長の公約ということで今は折り返し地点で、令和5年の11月には任期が終わるといふ、そういうところで見通しを立ててセンターを設置しますというのとセンターを設置しましたというのではまた違ってくると思えますけれども、その町長の思いをお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 気持ち的に一日でも早くセンターを設置したいという思いがありますので、きちんと制度を構築した中で任期中には必ず設置したいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

それでは、次の質問に移ります。2項目めです。各種ワクチンの接種についてです。

（1）、新型コロナワクチン接種状況について。

①、年代別接種率と進捗状況について伺います。

②、もったいないバンクの年代別登録数と実施状況について伺います。

③、国の健康被害救済制度に対する町の現状について伺います。

（2）、肺炎球菌ワクチンの接種状況と周知について伺います。

（3）、HPVワクチン接種の現状と課題について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「各種ワクチンの接種等」についてのご質問であります。

1項目めの「新型コロナワクチン接種状況」についてであります。

1点目の「年代別接種率と進捗状況」についてであります。9月1日時点における接種対象者1万5,443人のうち、1回目の接種を終了した方は1万2,270人、接種率79.5パーセント、2回目の接種を終了した方は1万381人、接種率は67.2パーセントで推移しており、道内の2回目接種率38.9パーセントを上回っております。

また、2回目の接種を終了した方の年代別接種率でみると、10代が14.4パーセント、20代が25.6パーセント、30代が26.1パーセント、40代が32.5パーセント、50代が69.8パーセント、60代

が86.8パーセント、70代が89.9パーセント、80代が88.5パーセント、90代が85.2パーセント、100代が80パーセントで推移しております。

引き続き、9月30日までを一つの区切りとして、ワクチンの供給量を踏まえながら、ワクチン接種を進めてまいります。

2点目の「もったいないバンクの年代別登録数と実施状況」についてであります。余剰ワクチンの有効活用を図ることを目的に創設した、もったいないバンクについては、7月15日からの受付を開始して以降、9月1日現在、これまで465名の登録を行い、そのうち余剰ワクチンの接種を受けた方は264名となっております。

年代別の登録者数は、10代が45名、20代が83名、30代が120名、40代が166名、50代が45名、60代以上が6名となっており、引き続きもったいないバンク制度の活用により、ワクチンロスの防止に努めてまいります。

3点目の「国の健康被害救済制度に対する町の現状」についてであります。ワクチン接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの、回避的に生じるものであります。

これら健康被害の救済については、予防接種法に基づき国の救済が受けられることとなっておりますので、そのような請求があった場合には、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において、医学的な見地から調査を実施し、その結果を、北海道を經由し厚生労働省へ進達することとなっていることから、健康被害に対する相談に対しては、丁寧な対応を心掛け、慎重に進めているところであります。

2項目目の「肺炎球菌ワクチンの接種状況と周知」についてであります。

肺炎予防に効果がある肺炎球菌ワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種として、平成26年10月より65歳以上の高齢者を対象としてスタートしました。

これまでの接種率は、26年度から30年度までの1クールが終了した時点で、約36パーセントとなっております。

現在は、令和元年度から5年度までの2クール目に入っており、公費負担において接種できることから、引き続きワクチン接種の必要性を周知しつつ、対象者に個別に通知を行うなど勧奨してまいります。

3項目目の「HPVワクチン接種の現状と課題」についてであります。

子宮頸がん予防に効果があるHPVワクチン接種は、国の助成制度の対象として、平成22年度から13歳以上16歳以下の女子を対象としてスタートし、本町においては、22年度から24年度までの期間において、約500人の方に対して、延べ1,200回以上の接種を行ってまいりました。

また、25年4月1日からは、予防接種法に基づく定期接種として位置付けられたものの、ワクチン接種後における副反応の報告が相次いだことから、国において定期接種を積極的に勧奨するべきではないとされておりました。

しかしながら、昨年、厚生労働省より、接種対象者や保護者の方が、ワクチン接種の必要性について、適切に判断することができるよう、再度、情報提供を行うよう通知があったことから、今年度において、対象者に対して通知を開始する考えであります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ質問を続行いたします。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。7月末までには希望する高齢者のワクチン接種が終了するようにと集団接種会場の拡充やスタッフの確保に尽力され、順調に進んでいるかと思いきや、ワクチンの供給不足がありまして予約受付ができていない時期もありましたけれども、ワクチン2回目接種率が9月1日付で67.2%、道内2回目接種率の38.9%を上回っており、その点は評価されるのではないのでしょうか。私の近所に住まわれている看護師なのですが、小さなお子様を抱えておりまして、土曜日接種する担当になっておりまして、5時までには児童クラブにお子さんを預けて、それ以降はすすく3・9のサポーターの方に子供をお願いするという、そういう支え手側もしっかりと連携をされて、その中で支える側もしっかり町のために役立っているお母さんがいるのだということ子供たちもすごく自信を持って生活しているということをお伺いしております。この中で今9月30日为一个の区切りとしてとありますけれども、一定数2回目の接種率が進んだ段階で集団接種会場の縮小など今後の見通しと、それに伴いまして接種券を発送した方の中には感染状況や周りの反応を見て接種をまだ迷っている方もいらっしゃると思います。そういう方、もちろんお体の状態で接種できない方もいますけれども、今送付されている接種券はいつまで効力があるのか、その点を分かる範囲でよろしいので、お聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ワクチン接種の今後の考え方についてでございます。

ワクチン接種につきましては、集団接種を現状9月26日を最終日としているため、9月末日を一つの大きな区切りとしているところでございます。ただ、全ての接種業務が終わるわけではございません。先ほど議員から評価いただきましたが、接種率も65歳以上に限りますと2回目まで既に89%、10代の方の接種率が14%ですが、予約率は62.3%となっており、一定程度順調に進んでいると思っております。まず、接種の予約されていない方もおりますので、今の考えにおきましては10月以降は病院での個別接種を主体として、可能な限り早急に完了させたいという考えでおります。ワクチンの接種期限は、国におきまして来年の2月28日までとされておりまして、そこを一応期限としながらも可能な限り早期に進めたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。それでは、町民への周知というのはいつ頃どのように行うのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 現状は特に改めて周知するという考えではなくて、現状の接種券、予約されている状況を見ながら考えていくようなことになるかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。その点は状況を見ながらということでは理解いたしました。

現在対象年齢を拡充し、今12歳以上のワクチン接種がスタートしています。子供も理解し、納得した上での接種が必要となりますけれども、答弁にありますように、10代2回目の接種率が14.4%、もったいないバンクに45名が登録しているということは感染対策に関心のある表れかとも思われます。学校から児童生徒と保護者に向けてワクチンについての正しい情報、例えば厚生労働省から出ているチラシなどを通してしっかりと家族で話し合う、そういう話し合いを促す何か働きかけは学校側としてしているのでしょうか、伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校の部分ですので、私のほうからお答えしたいと思います。

本町においては、10代以上の接種券の配付についてはほかの町よりは早い段階で実は行われたということがあります。夏休み前に配付されたこともありまして、その部分については強制にはなっていないということ、それからワクチンの悪い風評というかに保護者が反応している部分もありますので、その辺りについては各学校で正しい知識を子供たちにも知ってもらえるような話をしてもらうにはしておりますが、特段何か周知のパンフレット等を作って配付するというはしておりませんが、強制にはならないことであることと、反対に接種に興味というか、関心がある部分について正しい情報が伝わるような部分については配慮をしてもらえるように学校には伝えていたところです。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。その点理解いたしました。ワクチン接種というのは任意ですから、誰からも強制されるものでもありませんし、また接種すると決めることも体調を考えて摂取しないと決めることも、またもう少し時間をかけて考えるということのどれも正解で間違いはないと私は思っています。その中で接種をした、しないというところで差別されるようなことがあってはならないと思っておりますけれども、そうした考えを十分に学校側でも配慮を取っていただければと思います。その中で、私は感染対策のために学校のほうに抗原簡易キットというものが配付されたということを知っていますけれども、その活用は現状どうなっているのかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 簡易抗原キットについてなのですが、まず市町村のほうに配付される簡易キットの数というのが実はもう配分は決まっております、本町においては5セット、1セットに10個入っている5セットが配付の予定であるということで、申込みはしたのですが、まだ配付状況としてはキットがまだ届いていない状況で、早ければ今週末に届

くのではないかと思います。またその部分についていつ届くかというのは示されておられません。

その使い方についてなのですけれども、まず基本的には先生たち、教職員、大人をまず対象にしていますということが前提にあります。小学校4年生以上であれば使うことも可能ですという言い方にはなっているのですが、そこに漏れなくついてくる条件が基本的に今衛生管理マニュアル上家で風邪症状があるときは登校しないという前提に基づいておまして、登校してから発熱ですとか体調が悪い状況があるときに使うことが想定されるのですが、そこでもう一個条件として出てくるのがすぐ帰宅することができないもしくは近隣に受診できる医療機関がないような環境にあるときにはPCRの簡易抗原キットを使うことが可能です。もう一つの問題点が、それをやるのが研修を受けた教職員を指名してということなのですが、この研修もどこでどのように受けるのかというところを確認したところ、厚生労働省の中にある研修のサイトというか、があるのですが、そこで自分で勉強をして、答えが載っている状況でテストをして、できた人がやるというような状況で、非常にこのまま学校に下ろすのは負担が大きいということと、幸い町内においてまだ集団クラスターが出ていない状況等もあることから、当面の間教育委員会の預かりとして、ほかの市町村を聞いていても同様の取扱いが今あることから、その部分は近隣の状況も見ながら必要に応じて活用する方法を考えたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 今のお話で理解いたしました。鈴木課長のほうからもお話がありましたけれども、大人が子供にうつすという、そういうクラスターの事例も出ているそうです。学校の現場でマスクをちょっと外して話をしているうちに一斉に児童生徒に12名ほど感染させたという、そういう事例も出ていますので、多分感染がひどい地域を対象に今のような抗原キットが配付されたということも考えられますけれども、一番いいのはこのキットが使われなければ一番いいということで、今後も感染対策のほう徹底した中で、感染したときにどう対応するかということも大事になってきますので、よろしく願いいたします。

もったいないバンクのほうでは登録数465名に対して余剰ワクチンを受けた方が受付から2か月ほどで264名接種されているということで、ワクチン不足の中で予約が取れない時期もありましたけれども、接種率の向上にも貢献していることが分かります。もったいないバンクに登録しているという町民からは、いつでも連絡が入ったら駆けつけることができるようにお薬手帳と問診票を持ち歩いているという声も聞いています。新型コロナウイルスのデルタ株が猛威を振るっている中、8月には感染している妊産婦が産気づいて緊急搬送を要請しましたけれども、受入先が決まらないまま早産して8か月の赤ちゃんが亡くなるという痛ましい報道がありました。この事態をきっかけに、厚生労働省は妊婦や胎児に及ぼす安全性をリーフレットに明記して、家族に対してもワクチン接種を推奨しています。8月23日には事務連絡で妊婦らが希望すればできるだけ優先的に接種を受けられるよう各自治体に配慮を求める内容を出しております。もったいないバンクに登録している方の中には妊婦もいらっしゃるのではないのでしょうか。妊婦に電話や通知など何らかの手段で意向を確認しているのかどうか伺います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 妊婦に対する通知の関係かと思います。

現状は全ての方に接種券を発送している状況ですので、特段妊婦だけに配慮する必要がないような状況になっております。もったいないバンクに登録された方も、自分で新たに希望された日に予約ができるような状況になっておりますので、その部分は特段優遇といいますか、そういう考えではない考えです。ただ、ワクチンの接種の強制はできませんが、保健師の相談や電話などの状況確認などを通してこの辺の情報の提供には努めたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。ちょっと対応が甘いと思います。白老町は妊産婦というか、赤ちゃん年間50人生まれるかどうかというそういう中で、子供を産み育てようという、そういう町でいきましょうという中で、このように事務連絡で出ているのですから、その段階でしっかりと、これは本当に任意ですけれども、状況をお伝えして、まだだったらもったいないバンクに登録している中で順位を上げていくとか、そういう配慮が私は必要だと思いますので、持ち帰って保健師と対応するということはできますか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほど答弁させていただきました現状保健師とは連絡が取れるような状況もありますので、何らかの機会を取りましてこの辺はしっかり周知していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 対応をお願いいたします。こういう場面で若い人に何か急に通知をするというときは、今は一つのツールとして母子手帳アプリの活用があります。北海道はまだなかなか取り組んでいる自治体はありませんけれども、予防接種の案内や補助金の申請、自治体からのお知らせなど、若いお母さんにはダイレクトで情報が届くために使いやすいと評価を受けています。今回妊産婦に対するコロナワクチンの推奨のリーフレットも、例えばホームページに載せたとしてもなかなか若いお母さんはホームページを見ることがない。でも、アプリにそのような情報があればすぐ見ることができるというような、そういうアンケートの結果も出ておりますので、今後若いお母様の意見を聞きながら導入の検討をしていただきたいと思います。

次に、感染対策に関連した件で質問させていただきます。3歳児健診に行われる視力検査についてです。子供の目の機能は生まれてから発達を続けて6歳までにほぼ完成しますけれども、3歳児健康診査において強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないと指摘されています。健診前に送られてきた用具を使い、保護者が検査を行うことが基本となっていますけれども、視力に心配があったり自宅でできない場合は健診会場で保健師が行うことになっています。3歳児なので、機嫌を損なってしまうと思うように検査もできず、時間を費やすことで感染対策がどこまでできるかという、そういう心配

もありますので、それを予防するためにもカメラのような機械を導入しますと、子供たちは数秒間お母さんの膝に乗り、小鳥のさえずりのような音をする機械を見詰めてもらうだけで負担なく検査を受けることができるものです。日本斜視学会、日本小児科学会は3歳児健診について、視力検査に加えてフォトスクリーナーを用いた屈折検査、斜視の検査を併用することが望ましいと提言しています。この機器を導入することで感染対策の一助になると考えますが、コロナ交付金の対象になるのか、またこの機器の導入について平成30年6月の議事録によりますと有効性などをしっかり検証しながら研究していきたいと答弁がありました。その後どのような検証が行われたのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 現在3歳児健診における視力検査は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、家庭での保護者での視力検査、または会場におきまして保健師が検査を行っております。屈折検査ができる機器の導入につきましては、実際に数人のお子さんのご協力いただいでデモ機を使用して検討した結果がございます。ただ、会場を薄暗くする必要があるため、お子さんが怖がり検査ができないことや、検査結果の解説にはそれなりの専門性が必要な部分があるなどの課題も見つかりました。弱視などの視覚異常の早期発見などは健診時に行います視力検査の精度向上はすごく必要だとは思っております。これは引き続き、デモを行いましたので、導入の必要性と有用性などにつきましては研究しながら考えていきたいと考えております。コロナの交付金の活用については、使えるかどうか導入する場合には検討していきたい課題だと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 平成30年6月に先輩議員が質問しておりまして、それから3年ほどたっております。その中で、ほかの自治体でかなりの数が導入されていまして、その中で異常が見つかりまして眼科に行ったところ、このスクリーナーを使わなかったら発見できなかったという、そういうお子さんも現れておりますので、そういうほかの先進地の事例をしっかりと研究していただきながら一日も早い導入検討をしてください。

それでは次に、救済制度のほうです。私の身近なところでは副反応に大変な思いをしたなどの声は届いておりませんが、地方の知り合いの方が予防接種当日の夜から発熱して肺が苦しくなり、緊急搬送され、治療費に1万円がかかりましたと。救済制度に申請するために医師に診断書を依頼しておりますけれども、国が認めたなら治療費は戻ってきますが、それまでに1年間は費やすと言われたそうです。白老町において重篤な副反応や救済制度につながる相談などは寄せられているのでしょうか。現状を伺います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 国の健康被害の救済制度についてでございます。

定期予防接種でもし健康被害が生じた場合には国の健康被害救済制度により救済制度がございます。先月8月に、国におきまして新型コロナの副反応につきまして初めての審議が行われております。審査対象41件のうち29件を救済対象と認定し、12件が保留されております。本町

におきましては、現在までに2件の相談がございました。ただ、申請までに至る事案にはなっておりません。発熱など副反応は一定程度あるものですが、万が一定期予防接種による健康被害が生じたと考えられる場合、慎重に審査をしながら適切に対応していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 実際に白老もあるということで、その方たちの不利益にならないように寄り添った支援に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンについてお伺いします。新型コロナウイルスは、感染すると肺が重篤化となることが分かっていますので、少しでもリスクを軽減するために肺炎球菌ワクチンの接種は有効ではないかと思っています。なぜなら、100年ほど前に大流行した多くの死者を出しているスペイン風邪も細菌性肺炎が原因と言われています。年度始めに肺炎球菌ワクチンの案内が通知されていても、半年近くたち、忘れていらっしゃる方いらっしゃるのではないのでしょうか。接種率アップは健康寿命延伸のためにも、接種されていない方への個別の通知をしていただきたいと私は思いますけれども、どのように考えているかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 肺炎球菌の関係でございます。

現在65歳から5歳刻みで100歳までの方に対しまして自己負担3,000円で接種可能としているところでございます。周知につきましては、年度初めに個別の通知と広報で周知している現状がございますので、現段階で改めて個別の通知をするという考えには至っておりません。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） それでは、逆に町民のほうから接種対象の年齢ではない方から接種したいのだというような、そういう相談というのは寄せられているのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） そういう相談がある場合は、現況先ほど言いました5歳刻みの接種ということですので、その辺はもし受ける場合には自己負担になるということは説明しながら理解していただいている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） この肺炎球菌ワクチンというのも任意ですし、公費負担ということでありまして自己負担も発生しております。しかし、今後コロナウイルスが蔓延しているその中で、少しでも関心を持っていただくように再度広報でも周知のほうを考えていただけたらと思います。

それでは次に、HPVワクチンについての再質問をさせていただきます。年間約1万人が罹患し、約2,800の方が命を落としている子宮頸がんは、若い世代でもかかってしまう方が多く、まだ子供が幼いときにお母さんが亡くなるということも多いことから、マザーキラーとも言わ

れている病気です。しかし、子宮頸がんは予防できるワクチンがある唯一のがんでもあります。平成22年度から24年度までの3年間で約500人の方に接種ができていたということは分かりましたけれども、平成25年に副反応の問題が大きく報道され、厚生労働省が積極的勧奨を中止したこともあり、国の接種率は0.6%、ほかの国は100か国以上で公的接種が行われて、イギリスやオーストラリアでは8割の接種が進んでいる、そういう現状であります。その中で日本は0.6%。WHOからも是正を求められている状態です。しかし、定期接種の対象であることは変わりません。希望する方は通知が来ていなくても接種を受けることができます。白老町においても、私は本当に偶然なのですけれども、今年の夏に娘とそのお母さんに、子宮頸がんワクチンの接種をしましたという親子にお会いすることができました。その中で、お母様が健康福祉課のほうにお電話をしたら保健師が驚いていた。そして、娘も接種したことをお友達に伝えると異端児扱いされたと力強くおっしゃっていました。その親子は話し合いをして、命の大切さ、そして子宮頸がんワクチンの安全性をしっかりと確認して接種を受けたそうですけれども、接種の会場の病院の先生にお聞きしますと、やはりこの五、六年は誰も受けに来ている人はいないということも伺っているそうです。そのような中で子宮頸がんワクチンを正しく知り、選択できる環境づくりが必要となります。ワクチン接種について、白老町学校教育基本計画のがん教育に子宮頸がんワクチンについて盛り込まれているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 本町の学校教育のがん教育の部分についてお伝えしたいと思います。

がん教育の部分は小学校、中学校ともにしておりますが、子宮頸がんワクチンだけに合わせたのがん教育ということではなくて、がん全体に関しての教育ということで、生活習慣病のことですとか規則正しい生活を行うことですとか、それから最終的にはがんになって亡くなるという、そういう大変なことがあるということを受けて、医者から説明を受けた後に子供たちは自分たちの保護者に体に気をつけてほしいというようなメッセージをつくるというような形でがん教育は行われております。特に中学校のほうには子宮頸がんワクチンの話について再度確認したところ、これだけについての説明というのは特段今のところしていないという状況にあります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。平成25年頃など副反応の症状を現している少女のニュース、そういうのを、私も頭の中に残っております。そういう映像を見ますと、どうしてもとんでもないという、そう思うお母様もいらっしゃいますし、あとは今ちょうど中学生、高校1年生ぐらいでしたら小さいながらもそういう映像が頭に刷り込まれていて、こういう話をしてもとんでもないとシャットダウンされる方もおります。そういう中で、今学校教育のほうでは子宮頸がんワクチンについて、特段それについての講座は盛り込まれていないということですが、がん対策という中で少しずつ盛り込まれていけたらいいなと私は思っております。こういうことをきっかけに親子で体のこと、命について向き合う、そういうきっかけ

づくりになってくれることを願います。

それでは、HPVワクチンの個別通知に当たり、今年度において通知を開始するという前向きな答弁をいただきました。そこで、適切な情報提供とは具体的にどのように行うのか、また対象者である高校1年生が年度末までに3回接種を終えるためには何月に通知を送付するのか、その点を伺いまして私の最後の質問といたします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ヒトパピローマウイルス、HPVウイルスの関係でございます。

議員がおっしゃられたとおり、平成25年に定期接種となったのですけれども、その直後に大きな副反応の状況が出ましたので、積極的な勧奨は現在行っておりません。ただ、先月8月には国より対象者にワクチン接種の情報を的確に伝えるように通知を受けているところでございます。接種の積極的な勧奨はできませんが、接種できる環境を整えつつ、ワクチン接種を理解してもらうためにワクチンの情報、リーフレットを国のほうで示されておりますので、そういうことを活用した個別に通知しながら理解していくように取り組んでいくような考えではあります。6か月に3回ほど打たなければならないというワクチンですので、もし10月から第1回を打っていれば年度内に打てるような形も考えられますので、その辺できるかどうかも含めまして取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 間に合うようにということで、早ければ今月中にも発送していただけるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まずはこの内容について勧奨をした中で、次に病院とのやり取りもございますので、そこを整えた中で改めてできるような通知とかはしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 理解いたしました。ワクチン一つ打つというところでもいろんな連携があるということも理解いたしましたので、その点迅速に進めて対応してください。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、公明党、長谷川かおり議員の一般質問を終わります。

---

◇ 前 田 博 之 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、会派きずな、前田博之議員、登壇願います。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 6番、前田です。2項目質問します。

1項目めは、学校教育の方向性と政策について8点質問します。

(1)、いじめ・問題行為及び不登校の実態と傾向及び対策について伺います。

(2)、学校運営協議会の制度について。

①、所掌内容及び年間の活動内容と実態について伺います。

②、活動の成果と問題点及び今後の具体的な活動展開について伺います。

(3)、タブレット端末の位置づけと活用の実態及び活用方法について伺います。

(4)、標準学力調査の目的と実施状況及び結果と考察について伺います。

(5)、小中一貫型学校、小中連携教育の現況と実践的教育内容及び成果・課題について伺います。

(6)、小学校「教科担任制」の内容と導入時期及び町としての具体的な取組状況と体制づくりについて伺います。

(7)、「授業時数特例校制度」の内容と実施時期及び町としての制度の利活用について伺います。

(8)、白老町教育大綱、白老町学校教育基本計画の策定状況と実行計画の在り方及び大綱・基本計画での新たな教育政策について伺います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 「学校教育の方向性と政策」についてのご質問であります。

1項目めの「いじめ・問題行為及び不登校の実態と傾向、対策」についてであります。

令和2年度におけるいじめの認知件数は、小学校64件、中学校14件であり、問題行為は、数年間発生しておらず、近年ほぼ同様となっております。学校では、細かな変化を見逃さない日常的観察を行うとともに、年2回のいじめ実態調査を実施し、積極的認知と認知後の組織的な対応により解消を図っております。

不登校は、小学生9名、中学生18名であり、要因は学業の不振や家庭環境など様々ですが、ここ数年ほぼ同様となっており、早めの対応による家庭との連携やスクールカウンセラーによる相談体制の充実など、新たな不登校を生まないための環境改善に努めております。

2項目めの「学校運営協議会」の制度についてであります。

1点目の「所掌内容及び年間の活動内容と実態」についてであります。学校運営協議会は、学校や子供たちの課題解決に向けて、学校と家庭・地域が熟議と協働を通して、地域の子供たちの成長を支えていく制度であり、その役割は、学校運営方針の承認、学校運営や教職員の任用に係る意見の申し出があります。

活動内容は、学期ごとに開催する協議会で子供たちの生活状況や学力向上などを協議しておりますが、元年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書面開催も含め年1回から3回程度の開催となっております。

2点目の「活動の成果と問題点及び今後の具体的な活動展開」についてであります。地域とともにある学校づくりにおいては、学校の様々な実態や状況を地域の方と共有したこと、また、地域の声や意見を学校運営に反映できたことが成果と捉えております。

一方で、協議会の活動を地域・保護者へより見える形として地域に定着させていくことが課題であるため、今後は、ワークショップによる教育目標の共有や学校運営への参画を推進して

まいります。

3項目めの「タブレット端末の位置づけと活用の実態及び活用方法」についてであります。

タブレット端末をはじめとしたICT機器は、児童生徒の学習への興味・関心を高め、主体的・対話的で深い学びを推進し、教育の質の向上を図るために必要不可欠なものと位置づけております。

これらは2学期から本格的に使用を開始し、タブレット上の写真や図に書き込みをしたり、それをもとに話し合ったりするなどの活用が進んでおります。

このほか、漢字や計算のドリル機能や小規模校間の遠隔授業の活用を予定しており、教育委員会としても、引き続きICT推進委員会等を通して学校の状況を把握しながら、取組を推進してまいります。

4項目めの「標準学力調査の目的と実施状況及び結果と考察」についてであります。

平成29年度から公費で実施している標準学力調査は、児童生徒の学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善のためのPDCAサイクルを確立することを目的にしております。

対象学年と教科は、小学校第3学年から第5学年が国語・算数、中学校第1学年が国語・社会・数学・理科で、第2学年には外国語を加えています。調査結果は、全国平均との差が縮まり、学年や教科内容によっては全国を上回ることもあります。算数・数学は、筋道を立てて考えることや根拠をもとに説明することが課題であり、教育委員会では、各校に配置した学習支援員を活用し、授業改善を推進しております。

5項目めの「小中一貫型学校、小中連携教育の現況と実践的教育内容及び成果・課題」についてであります。

活動状況は、教育委員会が主催する学力向上ワーキンググループ会議を2回程度開催し、各校での取組の交流や共通実践事項の確認をしております。また、中学校区毎に3回程度推進会議を開催し、学習指導や生徒指導上の諸課題について協議しております。

これまでの成果では、総合的な学習の時間を軸とした系統的なカリキュラムの作成や、児童生徒の情報共有、小・中学校が連動した学校評価の共通項目の設定、乗り入れ授業の実施、学習規律や家庭学習の定着に向けたきまりの作成などが挙げられます。

一方で、一貫・連携を進めるための場や時間の確保と目指す子供像の共有が課題となっており、今後は、先進事例に学びながら、事業展開を深めてまいります。

6項目めの「小学校『教科担任制』の内容と導入時期及び町としての具体的な取組状況と体制づくり」についてであります。

小学校「教科担任制」は、中央教育審議会の新たな時代にふさわしい指導体制が必要であるとの答申を受け、教科指導の専門性の観点から小学校高学年の外国語・理科・算数・体育の4教科を対象とする制度であります。

本町における導入時期等は、有用性があると認識しておりますが、国から詳細が示されていないことから、現時点では検討することが難しいため、今後の動向に注視してまいります。

7項目めの「『授業時数特例校制度』の内容と実施時期及び町としての制度の利活用」につい

てであります。

本制度は、本年7月30日に施行が決定し、同日の文部科学省通知によると、地域の特色を生かした特別の教育課程を編成するため、教科ごとの授業時数の配分の変更を認めるものとしております。なお、現時点では、利活用について判断できる状況にないことから、今後内容を精査し、本町の教育にとっての必要性を判断してまいりたいと考えております。

8項目めの「白老町教育大綱、白老町学校教育基本計画の策定状況と実行計画の在り方及び新たな教育政策」についてであります。

教育大綱、学校教育基本計画の策定は、令和2年度に開催した総合教育会議において、前計画の検証や今後の方向性を確認し、パブリックコメントを実施後、本年4月に成案化いたしました。

学校教育基本計画は計画期間を8年間とし、改めて実行計画の策定は行っておりませんが、24の基本施策の目標値に関する進捗状況を毎年評価し、計画を推進することとしております。

また、新たな教育政策としては、前計画を踏まえ充実させることを中心としており、個別最適化された学びの充実や「白老未来学」の構築、教職員の働き方改革の推進など取り入れたところです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） まず、白老町の実態については分かりました。そこで、大まかで伺いますけれども、2020年度小中高特別支援学校におけるいじめの認知は61万2,000件で前年度より12.6%増えているという状況にあります。いじめの防止、いじめの早期発現はもとより、いじめの被害者に寄り添い、慎重かつ丁寧に対応しなければなりません。いじめが早期に解決しなかったことにより被害がさらに深刻化して大きな社会問題となり、教育問題ともなっています。各地でいじめの重大事態が発生しています。ある地域では、いじめがあったと訴えたが、学校や教育委員会はいじめを認定しない中であって、保護者からの訴えによっていじめ防止等対策委員会が調査に乗り出す時代になっています。これらのことに対する認識と見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） いじめの認知に関する考え方についてお答えしたいと思います。

答弁の中にもあったとおり、いじめの積極的認知ということで、いじめられたことがあるかという質問から嫌なことをされたことがあるかという質問内容がまず変わったということで、嫌なことをされたという認識があった場合については、それはもう全ていじめとして認めましょうという考え方でいじめの実態調査というものが行われております。本町においても、いじめの認知について積極的に認知されるようになったことから、認知件数は高まっておりますが、いじめの認知解消件数もほぼ同じ件数解消になっております。認知した後に解消に向けて継続している件数も1件ほどある場合もありますが、大体においては認知されたものはその年度内、認知された時点から解消に向けて各校で子供たちの話を聞き、寄り添い、解消するという方向

でゼロ件になるという形を必ず取るようにしているというのが今の白老町の現状としてあります。ただ、万が一それでも学校でもいじめを訴えても認知されない状況があれば教育委員会のほうに申出があるとは認識しておりますので、その部分については本町のいじめの防止基本方針にのっとって対策を取っていくということを徹底しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 課長から町内の状況を聞いたけれども、私は教育全体のいじめに対しての今の社会問題になっている部分の教育長としての見解と白老町における考え方はどうなのかということを知っているのです。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 本町における取組状況も踏まえてお答えをしたいと思います。

いろいろ他の市において大変残念な事件が起きております。これらについては決して人ごとではないという認識の下に、その都度4月からの校長会、教頭会の中で改めて自校の子供理解の在り方について指導してまいりました。私は、いじめということは子供たちの人間関係の中で起こり得ることだというまず前提の中で、いかに学校がそのことに対してアンテナを高くして一人一人の理解をしていくか、そしてそれから指導していくと、そういうようなことが大事ではないかと思えます。今まではどちらかというといじめをしない、もちろんそれはいじめをしない、そういう心の豊かさといえますか、そこの部分の指導はもちろん大事ですけれども、様々な人間関係の中で、例えば悪口を言った、言わない、体がぶつかった、ぶつからない、そういうことが今いじめとして認知している状況ですので、そういうことは人間関係の中でいろんなトラブルは多分起きるのだろーと思えます。ただ、そのことが個人の問題で終わるのではなくて多くの人間がその課題を理解して解決していく、そういう集団をつくるのが大事だと考えておまして、そのことについて決して油断はしない、いじめはいつでもどの学校でもどの学級でも起こる、そのことに対する危機感を教職員とともに共有したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 現状認識については理解しました。そこで、私は教育長にも今質問しましたけれども、重大事態なのです。ということは今の課長、教育長の説明である程度を認めて解消していると、こう言っていましたけれども、今教育長の言ったとおりです。白老町においてもいつ重大事態に直面するか予断できません。そこで、この重大事態とはどのようなものなのか、これは承知しておく必要がありますので、その一つとして重大事態の定義、それと重大事態と判断する事例あるいは範囲、そして重大事態の取扱い、この3点をお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 重大事態の捉え方というのは一応国のほうで全部示されておりますので、本町もそれに準じた捉え方をしております。2つありまして、1つは子供たちの命あるいは心身または財産に重大な被害が生じたと、自殺をしたということももちろんそうですけれ

ども、例えば体に傷を負わされた、あるいは物を取られた、こういうようなことがまず1つ重大事態の該当要件になります。それから、2つ目は相当期間友達との関係によって学校を休むようになったと、長期の欠席をするようになった。これは不登校につながっていくのですけれども、これも重大事態ということで示されています。ですから、こういうような具体は示されているのですけれども、問題はそれを本当に担任や学校がきちんとこのことを理解しているかということが私は大事ではないかと。本町においてはどこの学校もそうですけれども、このいじめについてはどこの学校でも基本防止ということの考え方をきちんとまとめておりますので、これは年に何回か会議を開きながら教職員と共通理解されていると思います。そして、この重大事案自体が報告あった場合、まず学校としてもう一度そのことについて調査をいたします。その調査した内容を教育委員会に報告して、教育委員会で重大事態かどうかということの判断をすることになります。重大事態だというような判断をした時点で学校に対してもう一度再調査させます。そして、それを受けながら教育委員会としては、第三機関になりますけれども、白老町いじめ問題専門委員会という組織があるのですけれども、ここを立ち上げてその状況について調査をしていくと。その中で今度は町長のほうに報告をすることになります。町長は、その報告を受けて内容がまだ不十分であるというような判断をしたときにはさらに白老町に、第三者委員会になりますけれども、白老町いじめ問題調査委員会という、これも第三委員会で立ち上げます。そこには弁護士であったりいろいろ心理学に詳しい方、あるいは精神科医、こういった方々を構成とする専門委員会を立ち上げ、そこでまた再度調査、そして最終的にまた町長に報告という、そういう手順を追いながら重大事態については対応していくというフローチャートを作っております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

---

再開 午後 2時09分

○議長（松田謙吾君） それでは、休憩を閉じ質問を続行いたします。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 町内で重大事態は発生していないということです。それでも教育長、いじめ防止等に関する実効的な対策や措置を諮るのは専門委員会とか第三者委員会と言っていますが、多くの自治体は条例を定めるところなのです。条例がなければできないのです。これは多分任意だと思います。多くの自治体は条例で定めるところによりいじめ問題対策連絡協議会、名称は別にしても、を設置しているのです。これは白老町は設置していないと思います。ですから、条例によってきちんと明確にこういういじめ問題対策連絡協議会の設置は必要ではないでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 条例によりというところについては附属機関において設置するというをまず設定しなければいけないという部分になりますので、その部分については

速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 条例をつくってからでなくて、緊急事態が発生したときに条例をつくっていないから、対応できませんので、早急にこれはつくるようにやってください。

そこで、これは教育委員会のほうに入るかどうか分かりませんが、いじめの対極にあると思われるのが児童虐待です。これは親による虐待、年々増えつつある大きな社会問題になっています。子供もそうですし、小中学生も含めて、これ自体が深層化というか、してきていることもあり、関係機関の対応の遅れが批判されるケースが度々あります。そこで、お聞きしますけれども、白老町でも虐待の実態と件数及びその対応としてのガイドライン、今教育委員会、これから条例をつくると言っていますけれども、この場合は条例の必要があるかどうかは別にしてガイドラインあるいは関係機関との連携、取組はどのようになっているかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 児童虐待についての一番のうちの窓口は子育て支援課になっております。児童相談所との関係性がありますので。情報共有はされている中においては年間、虐待と認定する前の相談件数なのですけれども、大体25件から30件ほどとなっております。それで、そのうち一時保護をしなくてはいけないような重大な、隔離をしなくてはならないような状況というのは年1件あるかないかという状況であると情報共有はされております。その部分については要保護児童対策地域協議会という、そんな協会がありまして、そこにうちの指導主幹であったりスクールソーシャルワーカーであったり等が参加して情報共有すること、それからその部分について学校においても対応が必要であるとなる部分においては関係する教頭ですとか担任ですとかも参加して、その部分について対応していくことが多いです。内容としては、どちらかというと言えども育児を怠慢というか、なかなか面倒を見ないとか、そういうパターンの相談件数は多いのですが、先ほど申したとおり、一時保護するような深刻な虐待を受けている状況はこの数年は認知されていないと情報を把握しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、学校運営協議会です。

教育長の答弁で大まかな捉えはしていますが、協議会の本来の業務は学校運営協議会規則に定められています。それ自体の運用の範囲が明確でなく、手探りの状態が続いていて、実態としては運営や活動等は形骸化しているのではとの指摘もあります。この点についてどう認識されていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 本町において学校運営協議会は、平成29年に白老中学校区、平成30年10月からは白翔中学校区ということで設置して運営してまいりました。前田議員ご指摘のとおり、形骸化というか、学校の協議会の本質的な目的のところまでなかなか町教育委

員会としてもたどり着けていないなという認識はあります。その部分においては、本年の校長会の中においても教育長よりコロナ禍においても学校運営協議会、地域の中で学校がどのように活動していくか、地域の方たちとどうやって活動していくかということを大切にしていかななくてはならないという部分がありまして、その部分については今後の取組を考えていかななくてはならないという部分と、それから学校運営協議会に関するオンラインの研修がありまして、それについては全学校研修を一堂に受けるということで、この部分は一度仕切り直しと言ったら変ですが、改めてコロナ禍においてもどのように活動しているかというところを考えていかななくてはならないという状況にあります。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 私のほうから、今形骸化というようなご指摘をいただきましたので、このことについて少しお答えをしたいと思います。

実はそう感じているのは私自身もそのように感じております。学校運営協議会は、ちょっと難しい言い方をしますけれども、スクールガバナンスという学校が自分たちで保護者や地域の方を交えて学校として自立していくための私は組織だと考えております。そういう自立性を持たなければいけないのですけれども、今本町で行われている学校運営協議会は、産声を上げてからどちらかといえば説明責任を中心とした中身になっています。これはこれで大事なことだと認識していますが、本来は説明責任の次にいろんな決定事項をしたり、あるいはいろんな活動を起こしていく、そういうことが学校運営協議会としては私は期待したいなところなのですけれども、今どちらかといえば評議員の学校運営協議会の皆さん方の間で活発な議論が、熟慮といいますけれども、そこが本当に行われているかということ、どちらかということと学校長がいろんなことについて説明をして、それを承認していく、その段階なのかと。ですから、本当はそこをもう一步突き進んで、ではうちの学校の学校運営協議会としてこんなことをこれからやってみないかいとかこういう活動が必要だよという新たな活動の起点といいますか、そういうものがこれから必要ではないかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今教育長が答弁されたとおりでと思います。それで、具体的にではそういう事例があるのかどうかと確認します。答弁にもありましたけれども、この学校運営協議会については、協議会の本来の業務は学校運営の基本方針の承認、学校運営、教育活動、そして教員の任用に関する意見を述べることができると答弁にあります。そこで、意見が出された場合できる限りその意見の内容を実現するように努めることになっています。当町の学校運営協議会からこれまでに今申し上げた部分で建設的な意見や厳しい意見は出されていたか、そしてその意見はどのように反映されているか伺います。なければいい結構です。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校運営協議会が終了した後に学校よりその報告が上がってまいります。教育委員会としてもそれを必ず確認し、内容に疑義があれば学校に確認をするということを行いますが、今までの中で私が見た中においては厳しい意見が寄せられるというよ

りは学校が頑張っている状況があるので、このまま継続して頑張ってもらいたいという意見はいただいておりますが、このように改善したほうがいいですか、教員の採用に関してこういう教員を採用したほうがいいのではないかとというような意見をいただいたという記憶は私のところにはありません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 教育長から答弁をもらっていますけれども、もう一回念押しというか、言いますけれども、学校、地域住民や保護者等が力を合わせて学校運営に取り組み、本町の教育力を高める、これも一つの大きな目的です。学校運営委員会の活性化はやっぱり大事なのです。そして、いまだに、教育長も言っていましたけれども、コミュニティスクールの認知度が非常に低くて、その意義、有効性は十分理解されていません。それで、学校運営協議会の存在も教職員や地域住民には浸透されていません。そこで、協議会自体の、先ほども言いましたけれども、形骸化の解消と実質的な活動ができるよう質、量両面の充実を図り、教育委員会自ら積極的に取り組み、やっぱり支援を行うべきではないでしょうか、学校任せではなくて。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 大まかなところでは議員のおっしゃるとおりだと思っています。ですから、教育委員会としての学校運営協議会の支援の在り方やサポートの在り方については、決して私はあとでは学校長がやってとは考えておりません。ただ、先ほどもお話をしたように、これは学校の自立性を高めていくための組織なのです。ですから、私が常々校長会や教頭会でお話をするのは教育委員会は制度をつくりましたと、でも実際にそのことを運営していく校長としてこれをどう活用していくのだと、そのことをきちんと持たなければ結局は私たちが制度をつくり、私たちが運用していく学校運営協議会では学校のスクールガバメントはなかなか育っていかないのではないかと。ただ、決して私はでは学校長一人でやってねというようなつもりも全くありません。今お話をしているように、具体的に中身についてはその都度報告を目を通させていただいています。その中で、必要があれば教育委員会としての支援もしていかなければならないと思っていますし、また前回の議会のときも議員のほうからそういうご指摘をいただいて、たまたま今コロナ禍の中で書面開催が大変多くなってしましまして、実際私たちがその会場というか、その場に出席することもなかなか状況としては厳しい状況にあります。ですから、以前いただいたご指摘は私も課長も十分それはしっかり受け止めておりますので、必要に応じて顔を出しながら、その会議の状況も把握しながら、より本来の目的に近づくような学校運営協議会の在り方について教育委員会としてサポートしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ぜひ自立できるまで手を差し伸べる必要もあるかと思います。

次に、タブレット端末についてです。教育委員会は、この4月からタブレット教育を進めるとしていましたが、端末機の導入時期が大幅にずれたことによる授業や学習活動への影響と支

障、そしてフォローはどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 当初4月導入できる予定を進めながらいしましたが、製品の製造自体が非常に遅れまして今回2学期よりということで、2学期から開始することに向けて準備を進めてまいりました。運用に関する部分については、どのようなものを入れるか等含めて昨年の秋ぐらいから学校のほうにはこういう研修内容、今文部科学省のほうからもいろいろなサイトですとかがありまして、そういうものが分かるように一覧にして学校のほうにも配付し、あと技術的なスキル面を上げるために参考となる資料のあっせん等を行って、それを学校の中で進めてくださいということを進めてまいりました。4月当初ぐらいに、全台が入るのは無理だったのですが、各学校に1台配付できる分ぐらいをまず確保しまして、学校のほうに実際に入るもの自体をお渡しいたしました。学校のほうでは、先生たちが授業を進めるに当たってどのようなことができるかというのをそれぞれの学校の中で積極的に取組を進めてもらえるように行ってまいりました。遅れという部分については、その部分についてはほかのまちとの比較というところはできない状況がありますが、ただほかの市町村も、近隣ですが、聞いたところによると、そんなにすごく積極的に毎時間毎時間使っているような状況とかではないということも聞いてはおりまして、本町においても2学期から始まる中で大体の学年が1回はどうか、1週間のうちに1回程度は使うような状況があるのと、高学年になるにつれて大体の授業の中で使うというようなことも見えていると確認しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 結構進んで、4月からやっている町村があるのですよね、市でも。ここでそれは議論しません。事実は遅れたけれども、それをいかにカバーするかという部分だけはぜひやっていただきたいなと思います。

そこで、1人1台のタブレット端末の配備が進み、端末利用の教育が本格化するに従って、前にも話をして教育長の答弁をもらっていると思いますけれども、市町村間の差以上に学校、学年、学級間の格差が大きくなると指摘されています。そこで、ICT、情報通信技術の活用を進めようとしても様々な情報機器の操作方法を取得しなければならず、教員の業務負担が増えています。この町もそうです。そこで、教育長はGIGAスクールサポーターの配置によって学校の負担を減らせるような対策を講じていきたいと言及していました。どのような対策が講じられていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） GIGAスクールサポーターの業務の中身といたしましては、ICTに関する制度設計からいろいろ学校の中に導入されていく部分においてGIGAスクールサポーターの役割がいろいろあると思っております。現段階といたしましては、各学校に1人1台設定する状況の部分について、運用の部分についてGIGAスクールサポーターのほうを中心に活動をしていただいているのと、学校で何らかのトラブル等困っている状況がある場合についてはサポーターのほう窓口になりまして学校の現状を確認に行き、教育委員会のほ

うと確認しながら対応していただくという形を取っております。G I G Aスクールサポーター、国の補助が入っているものなのですが、ここはどちらかというG I G Aスクールの構想を進めるために制度を利用して運用していくということが目的になっていますので、I C T支援とはちょっと違った目的があるかとは思っております、今のG I G Aスクールが導入されるこの部分について特化されている部分なのではないかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） G I G Aスクールの運用方法とか何をするかということは、文部科学省も当然予算をつけていますから、やっていますよね、そのとおりやっているのかどうか分かりませけれども。では、白老町として、私もいろいろどういう体制をつくっているかよく分かりませけれども、スクールサポーターの身分、指揮命令、今課長からありましたけれども、よくわからない業務内容、きちんとこれは整理をされて行われているのかどうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） G I G Aスクールサポーターの身分は、しらおい振興センターのほうに委託を出しております、しらおい振興センターの職員としております。業務内容としてはI C Tの環境管理業務、教員研修業務、授業支援業務、報告業務、電話相談等となっております。指揮命令につきましては、身分の管理等はしらおい振興センターですが、教育委員会に籍を置いておまして、学校の状況等を含めて教育委員会のほうから指示を出して動いていただいているという状況です。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 人数は1名ですか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 1名です。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それで、今町内の全小中学生にタブレット等が配備されましたよね、全て。専門的な人材の手当て、配置というか、雇用というか、どうするかということに、囲い込みというか、苦慮しています。これは前回から見ても。そこで、役場等の職員にもパソコン全部当たっているのです。ほぼ全員行き渡っています。専門的な職員も配置しているようです。それを含めて役場とその他の部署、全部を包括したパソコン等保守点検業務の体制はどのようなになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 町を担当します総務課の私のほうから答えたいと思いますけれども、こちらについて今保守点検作業については、こちらもしらおい振興センターのほうに現在3名の職員をお願いして委託してございますけれども、こちらについては役場と学校等、そのほか公共施設ございますけれども、それらの部分の保守管理の作業ですとか新規導入する場合

のサーバーだとかパソコン、周辺機器等の初期設定、あるいは既存のパソコン、サーバー周辺機器の設定の更新作業だとかソフトウェアの新しいインストール作業、それとそういった故障だとかトラブルの対応等について学校も含めて管理しているというような状況です。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 役場の職員も今のしらおい振興センターを総括して、ある程度パソコン等の情報機器、あるいは仕事を統括する、きちんとある程度そういう技術を持った職員はいますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今委託している部分の調整等については役場の職員がやっていますし、どちらかというとなら役場の情報担当の仕事というのが国や情報システムの整備だとか運用の方向性を具体的なものを決めていったりということで、実際に作業的に特化したというような意味合いではないけれども、その都度そういったマニュアル等を見ながら作業をしていくというようなやり方では、そういう部分では専門性は高いという部分で捉えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私がなぜ聞いたか、教育長、分かりますか。学校、先生も入れて1,000台ぐらい入っているのです。うちの役場は全部で300台前後ぐらいです。それに課長が冒頭言ったパソコン全体の情報の仕事をやるために職員専門1人いるのです。それで長期的にしらおい振興センターに4名頼んでいるのだ。何でそしたら教育委員会1人なの。それもしらおい振興センターに配属されて。よくよく、教育長も理事者の一人ですから、十分にこれは積極的に内部で議論してほしいと思います。それ以上私は質問しませんから。あえて示唆しておきます。

そういうことで、今スクールサポーターの話をしましたけれども、スクールサポーター以外でのICT活用の支援を行う人材配置はどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） GIGAスクールサポーター以外では、その支援に関する部分の職員というのは特に採用はしておりません。ただ、答弁書の中で申し上げたとおり、ICT推進委員会という形で各学校から先生たち代表1名を推薦していただいて、その委員会を立ち上げております。その目的としては、各学校でいろいろ差があります。たけている先生がいる学校もあれば苦手な学校もあるということをや重々把握しておりますので、そこが先進的にやっている学校の事例を推進委員会の中で共有して、実際にやり方等を共有して進めていくということで町内の学校の差がなくなるような形を取っていきたいということと、教育委員会として学校が一番困っていることを即座に対応できる場所として、情報収集の場として活用することも目的として行っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 学校にICT推進委員会がありますけれども、私が質問している趣旨

と若干違うのです。それで、ではお聞きしますけれども、文部科学省にICT化を支える人材支援事業としてのICT支援事業があります。この事業内容、財政措置、あるいは事業の流れ、ICT支援員が何をやる、主な業務、これはどういうふうには押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ICT支援員というのは地方財政措置がされているということで、文部科学省で平成28年から5年間の計画の中で配置することということで示されているものになっております。財政措置の基準としては4校に1人ということなので、本町でいうと多分2人というイメージになるかと思えます。業務内容としては事業計画の作成の支援ですとかICT機器の準備、操作支援、校務支援システムの活用支援、メンテナンス支援、研修支援など示されております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ここが大きな問題なのです。私はこれを議論しているのです。せっかく文部科学省にこういう制度があるのになぜ活用しなかったのかと。白老町に2人もあったのです。そこで、ICTの専門的人材の活用と確保ですけれども、3月議会で古俣副町長は、教育に携わった経験を基に専門的人材活用が必要だとしてこう言っています。専門的人材の導入にはしっかりと結論を導き出したいと前向きに答弁しています。多分結論は出ているかもしれませんが、後で聞きますけれども、私のほうから人材確保の案について3点ほど申し上げたいと思います。1つは、多分これは教育委員会も一つの大きな壁になっていると思いますけれども、ICT関連企業からの人材派遣や招聘、これには相当な人件費を要します。しかし、必要であれば当面は期間を限定するなどして私は確保すべきだと思う。2つ目、町には専門性を有する職員を採用できる任期付職員制度の制度を有効に活用することです。これは、4月にスタートした財政改革推進計画かな、あの中にもうたっています。こういうふうには制度はあるのです。もう一つは、これはITのことなのだけれども、私はいいいことだと思うのですけれども、自分では。特に大学の大学院生と講師による混成チームを編成して、その勤務体制を、一応これだから、シフト化して図って人材を確保する、そういう白老方式的なシステムをつくったらどうかと、こう思いますけれども、これはまだあると思うのですけれども、こういう選択肢があるのですけれども、今言った3つだけでも検討する余地はありますか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） IT支援員の配置についていろんなご提案をいただいて、大変私自身も勉強になりました。今回私もいろいろ調べてみる中で、このICTの支援員というのは全国配置でまだ4割ぐらいなのです。6割はまだ未配置になっています。本町もそのうちの一つなのですけれども。その未配置の理由があります。それは、1つは今財政的な人件費の問題もあります。あと、もう一つ大きな課題というのは人材の問題なのです。ですから、ただ単に保守点検をするような、するよなと言ったらおかしいですが、そのことだけにたけた方に来ていただいても、これは教育という側面を見たときになかなか厳しいものがあるだろうと。求める内容としては、もちろん保守点検、メンテナンスということもありますけれども、いろん

な教材の開発であったり、あるいは時によっては教職員の研修をやったり先生方と一緒に授業づくりをしていくというような、そういうような教育者としての側面が非常に強く色濃く出ている、そういう職だと考えています。そう考えたときになかなか、今議員のほうからもそういう数々の提案をいただきましたので、我々も最初からそれは無理だというようなスタンスではなくて、いろんな方法、あるいはまた違う方法もあるかもしれませんし、模索はしていきたいなとは思っているのですけれども、実際ここ一、二年の動きの中でなかなかここにヒットしていく人材というのは本当に難しいなというのが実感といいますか、実態も含めて実感しているところであります。ただ、議員から何回も支援員の重要性や必要性についてお話しいただきましたけれども、そのことについては私どもも十分理解はしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 古侯副町長、何かありませんか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ただいま教育長のほうからもありましたけれども、私ども行政といいますか、町長部局のほうもしっかりと、教育委員会の中でのことにせず、本町の教育活動がしっかりと行なわれる方向で検討しなければならないということでの押さえは十分にしております。ただ、今教育長が言ったように、単なる財政的な、お金を出して人を採用するというだけの問題ではなくて、その人材そのものが不足しているということも実際的な話なのです。ですから、いろんな形で検討はしていかななくてはならないし、制度的なものも含めて今ご指摘のあったような文部科学省での支援員の在り方も捉えながら、本町としても教育委員会と連携を十分図りながら、その獲得に向けて進めてまいりたいなということは十分認識はしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 確かに人材確保が困難な状況は理解します。しかし、子供たちのために万難を排して人材を確保していただきたいなど、こう思います。

それで、現実に白老町で起きている場合もあるかも分からぬし、他の自治体を入れて先進的に入れているところもあります。そういうことを踏まえて何点か課題が浮き彫りになっているのです。先ほど答弁をもらったことを理解した上での質問ですけれども、学校現場ではICT化というタブレット端末を活用する中で、この主たるというか、改善点や課題が種々指摘されています。4つ言います。1つはパソコンやタブレット端末を導入したものの起動が遅い。2つ目、思うように教材の準備ができない。3つ目、児童生徒の学習進捗状況が把握できない。4つ目、機器の自宅への持ち帰りという問題があります、特に。そこで、伺いますけれども、この4点について白老町の状況と、どのような解決策を講じているのか。これは専門的な職員もいなければ、人的配置もしなければ、学校だけではできないけれども、教育委員会としての役割だと思うのです。どうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 起動が遅いというところについては、本町においては開ける

とももの何秒かで起動ができるような状況になっております。

それから、すみません、今4点あったうちの2点ほどしか、申し訳ない、記憶がちょっとなかったのですが、子供たちが学んでいる状況が把握できないか、できるかというところについてはできる状況にありまして、グーグルなので、クラスルームがありまして、その中で子供たちがいろんな振り返りの中で意見を出したものが大型提示装置の中にどんどん反映されていって一斉に子供たちがその状況を見れるというような状況になっておりますので、その部分については確認ができることとなっております。

あと、持ち帰りの部分については、今のところコロナの状況を想定してというか、緊急事態的に2週間以上の休校等が想定されたときのことを今想定していますが、どちらにしてもいつ持ち帰りの状況が出てくるか分からないということがあるので、今後の中で一度お試しの持ち帰りという状況をする中で、その精度というか、運用について定めたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） もう一点は、教材の準備に時間がかかるというようなご質問です。

確かに、新しいこういう機器ですから、慣れるまでに時間がかかるのだらうと思うのですが、基本は先生方が何か新しい自分たちの教材をパソコンを使って開発していくというよりも、いろいろ今ある、例えばデジタル教科書も含めて既存の教材をこのタブレットを使って活用していくというレベルですので、当たらないということではないと思いますけれども、きっと慣れてくるとその教材の活用の仕方というのは、一定限先生方のスキルが上がることによってこの辺の時間が随分短縮できるのかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうような流れの中で取り組んでいるということは理解します。

そこで、今質問して答弁をいただきました。それ以外にそれぞれの問題があると思うのですが、そこで町としての方針や対策を早急に構築すべきだと思うのです、現場の声を拾って。教育委員会という意味です、学校でするのではなくて。そこで、3月議会で白老町の学校教育の情報化推進に関する方針を別途設けて進めていきたいと、こう言っているのです。今日の答弁では我々は実行計画の策定を行っていませんと言うけれども、これが今言っている情報化推進に関する方針にイコールなのか分からないと、これは別だと思っています。そういう形で3月に、もう一回言いますけれども、学校教育の情報化推進に関する方針を別途設けて進めていきたいと、これは教育長も担当課長も言っています。そういうことで、では同方針の策定状況、概要、どうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 計画に関しての進捗状況ですが、まだ成案化になっていない状況ですが、案としては一度学校のほうに示した中で質問と意見をもらっている状況になります。目標とすること等を定めまして、方針や取組等を基本方針を4つ設けた中で計画を定めて進めていくこととしております。この秋、9月ぐらいに成案化を目指して進めていくということで、この部分については今後議会の皆様にもお知らせしなくてははいけないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） この辺で聞きますけれども、学校教育長、9月と言ったよね。そうすると、課長はこう言っているのです。情報化推進方針に沿ってステップワン、ステップツー、ステップスリーという形で進めていきたいと、こう言っているのです。このステップワン、ステップツー、ステップスリーというのは9月に成案化される中でどのような特色というか、目玉になるのか伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 活用に関する部分でステップワン、ステップツー、ステップスリーという意味でお伝えしていたところなのですが、計画の中で授業で活用するICTの活用事項というものを示しております、一斉学習ですとか個別学習ですとか共同学習ですとか、このように導入する学年がこの部分から導入をしてくださいねというような形で示していることと、それからスキルに関する部分も、最低限この部分については、例えば1年生からはここができるようになるようにとか中学生が終わる頃までには全ての事項ができるようにというようなことを示すという形で学校に示しているという状況になります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは、もう一つ聞きます。

今の成案ができますから、その中でどういう方向性が見えるかがまた議論されますから、それ以上言いませんけれども、これは一番大事なことなのです。

次に、タブレット端末を使っての家庭学習です。7月からの授業と言いました。私もよく分かりません。この件についても3月会議でタブレットの持ち帰りのルールや家庭学習の活用方法等マニュアルを整備し、タブレット内の学習ソフトやグーグルのアプリ等を活用した家庭学習を段階的に取り組んでいくとしていました。もう6か月たちます。これは具体的な取組と進捗、あるいは保護者に対してどのような周知なりになって具体化がされているのかどうか伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 持ち帰りに関しては、先ほどお伝えしたとおり、今後の中で一度お試しの持ち帰り等を行いながら、持ち帰りのまず併用のルールというのを今年度中に定めたいと考えております。家庭学習の活用については、今の学校での活用状況等を踏まえた中で、家庭学習として活用していく部分、有効活用等の効果等を検証しなければ、なかなかそこまでまだ今いけないなという状況があるので、家庭学習については引き続き検討する時間が必要だと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） これは教育長、先ほどの情報化推進方針、9月と言いました。今質問した家庭学習のタブレット端末の取扱い、持ち帰りは今試してみたいけれども、それは別にし

でも本年度中と言いましたよね、3つ言ったものに対して。若干うちの教育委員会としてそういう作業が遅れているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。苫小牧市辺りはかなり進んでいるということを私も電話で確認したらやっているのです。比較する意味ではないです。そういう部分からいけば、情報化の具体的にこうやって進んでいる中で、計画が全てだとは言いませんけれども、計画づくりだとか家庭に対するタブレットの使い方は本年度中と言いますけれども、どうなのでしょう。もうちょっとスピード感を上げて、せっかく入ったものですから、適宜対応できるというような、そういう形の体制というのはいかなるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今本町の取組についてのご指摘をいただきました。職員として学校教育課も、それから教員も含めて、本当に9月からの導入の、この短期間の中で活用も含めて随分取組が進んでいるなというのは実際私も学校に足を運んで子供たちの取組状況を見てきて、子供ってこんなに早く適応できるのだという感想を持っていました。ただ、今ご指摘のように、それを運用していくいろんなルールづくりですとか約束をきちんとつくっていくという部分に関しては遅れているというご指摘については真摯に受け止めたいと思います。ただ、いずれにしてもその辺のところをある程度きちんと決まりをつくってから運用していくというよりも、運用しながら様々な課題がやっぱり出てきているのです。そういうものを踏まえながらルール化していくというようなことも手法としてはあるだろうなと思っております。ただ、いずれにしても著しくうちの町の子供たちがこういったICT教育に関わって不利益を受けることのないように、その辺は十分学校と私どももお互いに襟を正して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ぜひ学校教育課長、ICT支援員とか事務レベルで教育長とか副町長のほうに積極的に企画書を持ってやってくれと言ったほうがいいです。結果的には自分たちがそういうことになってきますから、議会の皆さんも応援していると思いますので、ぜひ子供たちのために前向きに仕事を整備してほしいなど、こう思います。

それで次に、白老町の標準学力調査についてですけれども、全国学力・学習状況調査、全国学力テストの結果の概況として児童生徒の正答率の推移、領域別の結果概要に関して図集やグラフで調査結果を公表していますけれども、白老町標準学力調査の結果をどのような形で集計、集約して、どのように公表していますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学力調査の結果については、町のホームページで毎年公表させていただいている状況になっております。これは平成29年度から公表している状況になっております。調査結果につきましては、グラフで示している場合もありますが、示し方としては学年の傾向、その部分について文字で表記している部分もございます。30年度については小学校、中学校ともに棒グラフにおいて状況をお示しし、31年度につきましては全国を100としたときの折れ線グラフの状況でホームページで示させていただいているということと、あと文字

としてその傾向等について公表を示すという形で公表しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私質問するのにホームページを見たのだけれども、今でも載っていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ホームページに載っているかということですか。載っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それは失礼しました。私が見たときに見えなかったから、聞いたのです。分かりました。では、そういうことでやっているということです。

それで、ではそこから問題なのだけれども、白老町の小中学生の学力を測定するために学力検査としての全国学力テスト、それと今白老町の標準学力調査を置かれています。それぞれの調査の目的、考察の視点、目指す方向はどのように差別化されていて、この2つの究極の目的の整合性はどのように図られていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 調査の目的については2つあります。まず、各学校が自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るということと取組を通じて教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立すること、2つ目として各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てるということ、この2つを目的として標準学力調査は行っておりまして、この部分についてはPDCAの中で、例えば3年生が受ける場合についても同集団を経過で追っていくと、3年生がだんだん4年生、5年生と上がっていきますので、その部分については同集団を比較しながらなぜこういう結果になっていくかというところを各学校で把握し、その上で教育委員会とともにその結果をどのように改善していくかということを検討するという形を取っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は今学力テストはこうだよと、標準学力テストはこうだよと、だから学力テストはこういう公表をしていますよと、標準学力テストもしていますよね。だから、それをしたものをどう教育委員会のほうで、方向性が違うと思うので、それをどう差別化して、それを一つにするのにどのようなことにいくのですかということを知りたいのです。ただ個々にやって、今課長が言ったように点数とか何か見てどうだよというのではなくて、その2つがどこで整合性を合致して学びを保障して学力向上につながるのかということを知りたいのです。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員が言われている2つというのは、1つは文部科学省がやってい

る全国学力・学習状況調査、そしてもう一つは本町で実施している標準学力調査、このことを2つとおっしゃっているのですね。これは差別化は図っていないのです。この狙いは全て同じで、学習指導要領というのがあります。その学年で学ぶべき内容が全部教科によって定められています。それがどの程度子供たちが定着しているか、それを国で調べているのが文部科学省でやっている全国学力・学習状況調査です。そして、公費でやっていただいているのがうちでやっている標準学力調査です。ですから、目的はあくまでも子供たちが今1年間の学習を終わってどの程度学習指導要領の内容を理解しているかを把握すると。そして、そのときに把握した状況で当然まだ、習得している部分もありますけれども、未習得であったり、あるいはまだ理解できていない部分というのが明らかになりますから、ここの部分を素早く学び直しをして、次年度理解できないままどんどん、どんどん学年が進んでいくのではなくて、できなかったところを素早く学び直しをして子供たちの学力を、学力といいますか、学習を一定限理解させて次の段階へ進んでいこう、それがいわゆるPDCAサイクルとなります。ですから、今言われたように、あくまでもこれは本町で子供たちに目指している学力の姿があります。これに向けて今自分たちが日々授業をやっているその結果を見るわけです。この結果が出てくるわけです。全国テストも標準学力テストもどういう状況なのかという結果が出ますので、教員はそのところをもう一度、自分の授業を変えていく、そして子供たちは分からなかったところをもう一度理解するようにしていく、そのためにこの2つ。それで、今までは全国学力・学習状況調査は6年生と中学校3年生の2回しかやらなかったもので、ここではなかなか、では小学校1年生から5年生までどうなのかとか細かい見方ができませんでした。それで、公費でお願いして小学校3年生から5年生までは公費でやっていただいて、そして6年生は国でやる、中学校1年と2年はまた公費でやっていただいて、中3は文部科学省のテストをやるということで、連続して子供たちの学習状況を捉えながら授業改善に生かしていこうという狙いで行っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） では、簡単に言うけれども、白老町の教育委員会にスタンダードがありますよね。これを見たら令和2年かな、改定しています。前回のほうを見たら省略化されているのだけれども、そしたら今教育長がそれぞれのテストの部分が学力をもって一つの方向にいくよと、それに対していろいろな点検をして段階的に積み重ねていって一つの目標にいくよというようなことも、そうするといろいろな両方の調査の考察によってその成果と課題について整理されると思うのだけれども、それがでは白老スタンダードに反映されていくということではないのですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 反映されていくというよりも、このスタンダードに基づいた授業を行っていった、そのことが結果としてどうなのかというのを見るのが標準学力調査であったり全国学力・学習状況調査です。ですから、これは一応3年ごとに見直しをすることにしています。3年間同じやり方で、授業であれば3つのポイントで今年白老町ではどこでもやるよと。

そのやった結果を具体的に評価していく、見ていく数字が標準学力調査であったり全国学力・学習状況調査。ですから、これがやっぱり全国を越えていくという一つの目安を持ってやっていますので、その時点である程度うちとしてはこのスタンダードが達成できたという、そういう評価につなげていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 分かりました。

では次に、小中一貫型教育についてです。これで保護者等から何に取り組んでいるのか分かりませんということが非常に声が聞こえてきます。教育委員会にも行っていると思います。そこで、本町の小中一貫教育の具体的な実践の取組としての目標を一貫性ある経営方針を策定し、PDCAサイクルで評価すると、こうなっています。この同方針の主な内容と、私は承知していませんから、聞くのですけれども、方針とその取組状況、そしてこれは成果というのは出ているのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

---

再開 午後 3時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ質問を続行いたします。

安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 一貫教育に関わる意義や必要性については28年の6月会議で前田議員のほうで私がお答えしておりますので、そのところをもう一度復唱させていただきたいと思います。また、具体的な成果については鈴木課長のほうから後ほどお答えいたします。

白老町における一貫教育の意義と必要性についてでありますけれども、3つありまして、1つは本町の課題でもある中学校進学時の不登校増加、いわゆる中1ギャップを克服するため、生徒指導のほかに教育内容や教育方法の連携を充実させ、小学校から中学校への滑らかな接続を図ってまいりたいというのが1つです。2つ目は、児童生徒の確かな学力を育むため、今後小中学校の教員が連携し、専門的な指導の充実や児童生徒の学習に対してきめ細かな指導を行ってまいります。3つ目は、義務教育9年間を通した豊かな学びを創造するため、児童生徒が減少する中、小学校、中学校の垣根を越えて地域との連携を一層充実させながらふるさと白老に愛着と誇りを持つ児童生徒を育てまいりますと、このようにお答えしております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） これまでの成果といたしまして、学校としては全教職員で小中の成果と課題を共有することと、9年間を見据えた教育課程の編成に向けて効果的な教育活動を提携する連携、協働体制が浸透してきているというところがあります。先ほど答弁もさせていただきましたとおり、系統的なカリキュラム作成ですとか児童生徒の情報共有ですとか連動した学校評価の共通項目の設定、それから乗り入れ授業、学習規律や家庭学習の決まりの作成などが成果として挙げられております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は答弁をもらったのを十分承知して質問しているのです。なぜかといったら、次に質問しますけれども、児童生徒の少人数化、あるいは小学校における教科担任制、これからまた詳細質問します。答弁をもらっていますけれども。それと、授業時数特例校制度、これを導入することによって小中一貫教育の果たす役割は大きくなると、こう文部科学省も言っているのです。当然そうだと思います。今言った3つの目的が達成されているとかは別にして白老町もうたっています。そこで、今の中1ギャップも分かって、前にも質問していますから、これの教科担任制、この導入の目的の一つにも中1ギャップの緩和を挙げているのです。それはなぜかといったら中学校の環境へのスムーズな移行が可能となるとの効果をうたっているのです。そこで、先ほど教育長が目的を答弁、今冒頭の答弁、課長の答弁したことを十分理解した上で、これは正直な話、あとは表面的な問題なのですよね、やっているのは。悪いけれども。本当の核心に触れた部分でいくと、今言ったように中1ギャップの緩和も図られて、今言った教科担任、あるいは授業時数特例校、そういうことをやると中学校の環境へのスムーズな移行が可能となると、効果があると、こう言っているのです。そこで、次年度以降こういう新しい制度が入ってきますから、では白老町の小中一貫型教育はどのように進展すると考えているかという、今の枠から外れてです。こういう制度の中で白老町が考える小中一貫型教育はどうなるのということを聞いています。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員からご指摘された点というのは、私も先ほどの学校運営協議会 のときもご答弁したのですけれども、本町でこういった連携一貫型あるいは連携教育に取り組んでいるのだけれども、具体的な進捗状況というのか、やっぱりもっともっと見えてこなければいけないのではないのかというところは、これもまた年度初めの校長会で、あるいは教頭会でお話をしたところです。具体的に言いますと、いろいろ連携あるいは一貫型、様々な言い方はありますけれども、私が究極的に一番望んでいることは学習連携なのです。これができれば一貫教育はほぼできたと言っても私は過言ではないと思っています。子供たちが1日学校で過ごす大部分は学習です。この学習が小学校の学びから中学校の学びにつながっていくということは、子供たちの生活がほとんどつながっていくということになると私は思っています。ですから、本町の目指している一環というのは秋田型の授業を今本町で取り組んでいます。これを基軸として、これを中心軸にして、どこの学校でもどこの学級でもそうした秋田型の探究型の授業が展開されていく、それは小学校から6年間終わって次に中学校へ行っても同じような、教科を超えてそういう学びができる、そういう形の一貫型を私はつくりたいと。それが本町の一番特色といいますか、目指しているところだと。それに付随して様々な家庭との連携ですとか生徒指導上の課題ですとかそういったものも当然ありますけれども、本町の目指している一貫教育、一貫型の中心軸は、あくまでも学習連携だと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私もそう思います。今力強い答弁がありましたけれども、学習連携、これを進めることによって中学校に行ったときの一步上を目指した学習を保障するというのか、そして学力向上につながって白老町の子供たちの未来が広がると思いますので、ぜひやってほしいのです。今安藤教育長が言われたことは私もそう思います。ただ、事例としてせっかく古侯副町長は教員の時代に先進地としてむかわ町の中高型の連携の初めての校長として行って、事例を知っているのです。そういう経験からいけば、今安藤教育長は私はそうだと思いますけれども、経験から、ではこういう部分も足したほうがいいのか、やっぱりそうだという部分の、今の教育長の答弁を聞いて何かありますか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 確かに白老町から急遽途中で中高一貫型の全道で始めるときにむかわ町に行かせていただいたのですけれども、小中の一貫型も、それから中高の一貫型も、いかにして今教育長が話された学習連携ができていくかという辺りが一つ大きなことだということは、私も小中一貫型を始めるときにも中高一貫型で学んだ部分を基にしながら考えていたことなのです。それは学習が主体だと。ただ、中高の場合は、今度は進路選択というのが非常に大きなことになってきます。そういうことから、もっと大きな派生する学習活動といいますか、それをいかにして確保していくかというところが中高の連携の一つの大きな考え方にしていかなければならないと思っています。今本町は、これまでやってきた秋田県の授業、探求型の授業を中心にしながら、学習連携を主体にしながら、そこに付随するのは様々な生徒指導のこともあるだろうし、地域との連携のこともあるだろうしというところで白老学というか、そういうことも含めてつながっていつているように一つ思っています。特にこういうような地域型の連携型というのはやっぱり地域性も含めてしっかりと連携がされていかなければならないと思っていますので、今教育委員会で進めていることが非常に大きなことにつながっていくだろうと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、教科担任制について。

答弁では現時点では検討することが難しいと言っていますけれども、文部科学省はいろいろな事例を出したり対策的なものがあるのです。それを見たりして、もう来年の4月から導入するということが報道もされているし、決定しているみたいだけれども、そこは間違いはないですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） これも私も先日見た新聞によると、情報のほうが先行しているという感じがします。具体的には8月30日に文部科学省は財務省に対して概算要求をしたと報道されています。その中で、今議員がお話をされているような高学年における教科担任制の教員配置も含めて要請しております。ですから、今後財務省との折衝を経て具体的に何人ぐらいの配置になるのか、配置ということの方向性はほぼ間違いのないと思うのですけれども、具体的に北海道で何人配置されるのか、胆振だとどうなるのか、あるいは白老の規模だと配置されるのか、

しないのか、その辺も含めて状況が見えてくるのは大体来年の2月か3月ぐらいなのかと。ただ、これは一度制度が始まったら継続的に取り組んでいく、そういう制度だと思いますので、初年度どういう状況なのかということは、もちろん白老町としてもこうした配置については積極的に手を挙げていきたいと思っておりますけれども、全道的な状況がまだ今見えない中で、ここでどう対応したいということはなかなか答弁のほうはできない状況であります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は、4月は無理かなと思っているのです。いろいろ質問事項を整理してきたのだけれども、今の答弁を聞くと具体的に言えないですね。そうすると、2月か3月、二、三点確認だけしておきます。そうすると、教科担任制の目的の達成の鍵は教員の定数配置が、今は白老町はまだ何人と決まっていないみたいだから、各校にあると思うのです。そして、町内の小学校の教科対象ごとの配置人員がどうなるのかということです。もしその辺を押さえているのなら答弁を欲しいことと、もう一つは前回も議論して教育長も答弁していますけれども、この人材確保です。現状からいけば教育員志望者の減少と教員不足の状況が起こっていますけれども、これらのことの認識をした上で、そしたら実際に担任教科の教員の配置があるのか。あるいは、スタートしたけれども、モデル校的なところは行くけれども、人が足りないから、駄目だという場合もあると思うのだけれども、それは後でまた質問しますけれども、その辺の認識はどうなっているのですか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 学校の定数については、特別支援学校の子供たちもおりますので、なかなか今の段階ではまだ確定できない状況にあります。それからあと、今お話をしたように、考え方としては大変重要だと思うのですけれども、実態といいますか、運用に関しては免許の問題があるのです。これは、小学校の教員でありながら専門的な指導を行いますので、恐らく中学校の免許も必要になってくると思います。ですから、今国のほうではそういったものをなるべくハードルとして下げるように免許法の改正も含めて動いていくのではないかと思います。議員がおっしゃるように、人はいいよと枠があったとしても、では具体的にそういう免許を持っている先生がいるのかどうか、それからただ先生を充てるのではなくて、一定限指導力のある先生を充てない限りは本当の趣旨というのは多分なかなか難しいと思いますので、そういった意味では本当にまだまだこれから越えていかなければならないハードルはたくさんあると思っています。ただ、35人学級が小学校でこうして実現しましたから、やがてこういうことも一般的な制度として定着していくというところについては大いに期待をしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 答弁が分かった上で、これは確認だけしておきます。

これからの白老町としての今の部分に対する教育政策をどうするかということだけ確認しておりますけれども、先ほどICTの支援でも人材確保の議論をしました。そうすると、今後白老町が今の教科担任教員が配置基準に達しなかった。ありますよね。あるいは、段階というか、

先ほど教育長が答弁しました遅れて配置になる、人員がないから。そういうことが考えられます。そして、教育長が言ったように、ある程度教師の条件がそろったという前提です。そういう場合、町独自の教育施策として、この制度が始まったときに先生が不足した場合に町の単費で教科担任教師を配置するという事は視野にあるか、考えられるか。やはり実行しないと子供たちに学力が差がつくと、だからしなければいけないのだと。その辺はどうですか。これはもう一回具体的に決まったら質問するかどうか分かりませんが、これは大きな問題なのです。この辺を十分に熟知して、今から全体の中で協議する必要はあると思いますけれども、こういう部分についての町として単費として、来なかった場合です。そういう場合はそういう考えがあるかどうかで確認しておきます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 考えがあるかないかという大変厳しいご質問なのですけれども、環境を整えていくということは教育委員会として必要なことだと思います。ですから、直接的に、教科担任の配置に今議員のほうは絞られていますけれども、教育委員会としてはもちろんそのことの必要性も感じておりますけれども、これから始まっていく様々な教育課題に対応していくその環境を、限られた財源がありますから、その中で本当に有効な配置というか、環境整備に努めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今教育長から財源の話があったから、本当は財源の話をしようと思ったのです。財源はかなりあります。この前の9月の補正予算の議案説明会でも交付税、あれは交付税で3億1,000万円ぐらいかな、それと留保財源が2億7,000万円、財政調整基金12億5,000万円あるのです。それで、特別交付金が今のまま去年と予算計上をやると1億5,000万円ぐらい上がってくるのです。だから、特別な災害がなくて今のまま予算執行すると、財政調整基金を除いても12億円ぐらいあるのです。これは使い方の問題ですから、お金がないわけではないのです。これまで5億円前後ずっと繰越しをしていますから、そういう部分を十分踏まえて財源はあるのです。子供の将来を保障するのは私たち大人の務めなのです。これは使い方なのです。ぜひ考えてほしいと思います。

時間がありませんけれども、そこで教育大綱と学校教育基本計画についてであります。教育大綱は、誰がどのようにして策定することになっていきますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 教育大綱は、その自治体の首長が策定するものとされているものです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうです。先ほどの答弁の中にも総合教育会議とありましたけれども、総合教育会議において町長は重点的に町の施策を講ずることができます。そこで伺います。総合教育会議を設置、そして教育大綱を策定してから6年ほどたちます。総合教育会議の中で戸

田町長はどのような教育政策を主張してきましたか。そして、この会議を通して町長は特にどのような施策を打ち出しましたか。今答弁があったように、教育大綱は町長が決めることになっています。総合教育会議の中で町長が施策をつくれるという明文がありますので、その観点から町長にお聞きしています。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老町の教育大綱の大きな視点では、白老町らしいという、ちょっと抽象的になりますけれども、白老町らしい教育大綱の実現ということを目指しております。基本計画の中にはるる政策もございますが、白老町らしいというのは先ほど教育長が話をしていた秋田型とか、そういう特徴を出していく白老町スタンダードの学習等々もこの教育大綱の中に入れて進んでおりますし、教育委員の皆さんと一緒に考えて大綱をつくるということですから、その会議の場には学校現場や白老町の教育に対するいろんな方々の考え等々も盛り合わせて教育大綱をつくっているつもりでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは、教育政策についてですけれども、これまでも議論してきていますけれども、指導要領の改定なんかをして今の英語やプログラミング学習、それでこれまで議論してきましたタブレット端末、ICT教育、それに教科担任制、授業時数特例校制度など学校教育に新たな制度や政策が次々と打ち出されています。教育長も前回時代が変わっても流れは変わらないということを言いましたよね。そういうことで次々と打ち出されています。非常に変わってきていますけれども、それらの新しい施策は、この4月に策定された白老町教育大綱や学校教育基本計画で具体的にどのように反映し、位置づけられていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 大綱及び計画についてなのですが、本町の計画の上には総合計画があり、また参酌する計画としては国がつくっている教育振興基本計画、それから北海道がつくっている計画、様々なものを検討しております。新しい政策等を含めて、国がしている方向性等も鑑みて、その中で今まで本町が計画に基づいてやってきた部分に間違いがないとか、そこはきちんと沿ってやってきたという考えの下、その中で新しい政策をどのように入れていくかということは考えておりますが、大きく今言ったような新しい制度等についての文言は載せてはおりませんが、その部分についてはこの計画の中でやっていけるか実行していける内容として計画を策定したと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言っているのは先に見越して学校教育基本計画をつくったのか、その後に、今出ているのか分かりませんが、それを目安にして計画を推進するという言い方をしたけれども、私は別だと思えます。やはりはっきり整理をして入れていくべきだと思います。そうすると、議論してきた事案についてはこの学校基本計画への追加や修正はしないということですか。これだけ大きな問題を担当課長の腹に入れておいて教育計画を実行すると

ということですか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 見直しについてしないという考えということは思っておりませんで、計画期間が今回8年間という長い期間ですので、中間年度に見直しを必ずすることとしておりますので、そこへ向けて必要に応じては社会情勢に合わせた計画の見直しは行うべきだと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言っているのはこの部分で、教育長も教科担任制は分からないと言っていますよね、始まりが。授業時数特例校も答弁があったとおりです。これもうちはやらないと。質問しないけれども。このしなかったことによって子供に学力の影響はないかということ質問しようと思ったけれども、しませんでしたけれども、こういうもの、あるいは先ほどICT教育の実施計画みたいなものをつくらないと、こう言っています。そこではなくて、学校教育基本計画の中にこういう新しい制度ができたなら当然教育委員会の姿勢として、そのままでは困りますけれども、ある程度の方向性をきちんと追加なり修正すべきではないですか、8年間何もしないということではなくて。4月にやったのでしょうか。もう追加、修正できないのですか、絶対に。ましてやその上の教育大綱は計画期間が決まっていないのです。そうでしょう。そうすれば、この中に、4月から制度が始まるのになぜ入らないのですか。検討してみてください、子供たちのために。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） この中身をよく御覧いただきたいのですけれども、今議員のほうで指摘された本当に直近の教科担任制ですとかそういった話題はもちろん載っていませんけれども、GIGAスクールにしても働き方改革にしても載せてあるのです、この中に。ただ、その表現は、GIGAという言葉はもちろん使ってはいませんが、ICT教員に関わる重要性、ですからきっとその具体具体で、例えば教科担任制の問題なんていうのはこういうところに入れるべきなのか、あるいは毎年年度初めに教育委員会として各学校に重点を示しています。ですから、そういうレベルの具体的なものと、それから4年間、8年間、教育委員会としてある程度継続してやっていくものと、その辺のところはある程度差をつけていいのかと考えていますし、また重点が今後もしかすると継続されてこの基本計画として位置づけられていく、そういうようなことも当然あるのかと思っています。いずれにしても、決して今日的な教育課題に対して教育委員会としてそこは手をつけないということではなくて、計画はもちろんありますけれども、いろんな場面で具体的に学校のほうと連絡を取りながら課題については解決していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私が言いたいのは政策として教科担任制度も教育長が答弁されたような形です。私は一歩踏み込んで言ったのだけれども。では、基準によって定数が来なかったと

きに白老町はどうするのと。子供をそのまま置いていいのかいと。そういう場合、この基本計画の中でこういう制度があるよと、だから白老町としては確保しますとか一つの方向性がないと、誰が見るのですか、計画。マスターバージョンではないですよ。そういうことを私は言っているのです。だから、そこはかたくなにならないで、4月にスタートしたばかりで来年のまた4月から新しいのが出るのだから、そういう柔軟性のある教育計画を考えるぐらいの幅は持てないのかいと言っているのです。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 決して硬直化しているつもりはないのですけれども、ただ4月につくったばかりです。それが1年もたたないうちに計画の中身がころころ変わっていくということに関しては、もし本当に計画自体が持っている不十分さがあるのであれば、それはきちんと補完していかなければならないと考えていますし、そこに対しては決してとどまるものではありません。ただ、今言われている中身については包含しているという、そういうご理解をいただきたいのと、それからその辺の計画の在り方について短期的にどんどん、どんどんいろんな制度が変わっていったり取り組んでいかなければならないものと、それからもう一つはある程度中長期的なスパンで取り組んでいくものと、その辺のところについては今回4月に一回整理しましたので、少なくとも1年後、2年後についてももう少しこの計画についてしっかり取り組んでいくと、その後にもまた見直しはしていきたいと。ですから、決して8年、4年というスパンにこだわっているわけではありませんので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 最後にします。

それと、今見ましても白老町教育大綱は計画期間を定めないとしているのです。そして、白老町学校教育基本計画は2021年度から2028年度までの8年間になっています。これは4月からスタートした基本計画が国の政策と町ならではの重点的な政策を複合させるなど、ここです、先見の明と大局観を持った実効性の高い学校教育計画にぜひしてほしいのと、その実現がかなうことを私は切に願っているから、こういう質問をしているのです。そういうことを踏まえてこの教育に関しての質問を終わります。何か答弁があれば。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 本日は、大変教育の今日的課題を取り上げていただいて、しかもいろいろご提案もいただきましたことに対して感謝を申し上げます。そういった変化に対応していく今教育の在り方というのが求められておりますので、議員にいろいろ指摘いただいたことも十分踏まえながら、町長部局とも連携しながら、白老町の子供たちの教育の充実にこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ここで教育委員会の中で教育長に説明したのは不易流行ということで、理解してほしいと思います。

それでは、指定管理者制度の見直し及び効果的な運用について伺います。

(1)、指定管理者制度の目的と活用について伺います。

(2)、各指定管理者の施設管理の実態と運営状況について伺います。

(3)、指定管理者制度の見直しの取組状況と進捗状況及び工程表とその管理について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「指定管理者制度の見直し及び効果的な運用」についてのご質問であります。

1項目めの「指定管理者制度の目的と活用」についてであります。

指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するために設けられた地方自治法上の制度であります。

その制度を活用することによって、施設管理における費用対効果の向上及び管理主体の選定手続きの透明化を図り、民間事業者の活力を住民サービスの向上に寄与していくものです。

2項目めの「その他施設管理の実態と運営状況」についてであります。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、総合体育館や町民温水プールなどのレクリエーション・スポーツ施設が13施設、しらおい経済センターなどの産業振興施設が2施設、寿幸園などの社会福祉施設が2施設、萩野公民館の文教施設が1施設、全部で18施設となっております。

施設の運営につきましては、指定管理者制度の円滑な運用と指定管理業務の適正な執行を確保するため、制度活用の基本的な考え方や必要な事務処理について「指定管理者制度に関する指針」及び「指定管理者の指定に関する事務処理要領」を定めて統一的に進めております。

3項目めの「制度の見直しの取組状況と進捗状況及び工程表とその管理」についてであります。

所期の目的に基づいて、現状の課題解決のため、運用面における改善点を洗い出し、各施設における運用状況を検証しながら事務処理等の見直しの検討を進め、指定管理者の指定に関する事務処理要領の改訂を行ったところであります。

本年度で指定期間が終了する施設については、募集要項において改善を反映させ、施設の適正な管理運営に努めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今答弁を聞いて、別な原稿を読みますけれども、ただいま町長は指定管理者の指定に関する事務処理要領の改定を行ったところという答弁でした。私は、さきの3月議会で指定管理者制度の見直しについて質問しています。町長は、指定管理者制度を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、改めて本制度の目的、メリット、デメリットを整理し、新たなガイドラインの策定を進めていくと答弁していますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 新たなガイドラインの作成についてというところでございます。

それで、前田議員ご指摘のとおり、行財政改革推進計画の中にも指定管理者制度の見直し及び効果的な運用というような形で、個々の取組内容につきましては指定管理者制度に関する指針の見直しを行い、新たな指定管理者制度導入による効果的な運用を図りますというような形で計画上定めております。それで、担当といたしましても一度この指針について見直しというか、検証を行いました。それで、いろいろと効果的な運用というような観点でいきますと、この指針よりも事務処理要領をきちんと見直しをしたほうが今後の統一的な運用、指定管理者制度の運用が図られるというような観点から、今回事務処理要領を見直しをしたというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 行政改革の中にも指定管理の指針が書いています。そうではなくて、私が言っているのは町長は新しいガイドラインの策定と言ったのです。この2つの見直しは言っていないのです。そうですね。全然意味合いが違います。本制度の新たなガイドラインだから。ということは、では今日の答弁は事務処理要領を見直したにとどまっているのだ、今。では、町長が3月に施策決定の答弁をしたにもかかわらず、その後6か月足らずでこんな事務処理要綱を見直すだけの方向に転換になってしまったのですか。大きな問題です。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 指定管理者制度のガイドラインというような形で、その事務処理要領がガイドラインという位置づけになるかというのは前田議員とちょっと相違であるところかとは感じているところでございますが、私たちとしてはガイドラインといいますか、その指針、いわゆるガイドラインを補完する事務処理要領ということで、こちらは新たなといいますか、大きく見直しをしたというような捉えでございます。具体的にお話をいたしますと、前田議員がご指摘のとおり、3月の議会において前田議員より4点ほど指定管理者制度の見直しについてご提言をいただきました。それを振り返ってみますと、1つは利用者の満足度、そして2つ目には収支計画、実績、3つ目にはサービス提供、業務改善、4つ目には組織管理体制、この辺の適正な実施、この4点が必要ではないかというようなご提言をいただきまして、そちらを我々担当として踏まえまして内部の中で協議をさせていただきまして、大きくその4点について見直しをしたところでございます。

それで、具体的に見直しをした項目を掲げさせていただきますと、まず1つ目はモニタリング制度の導入ということで、これは国の指定管理者の制度の調査においては76%の自治体がもう既に実施をしているというような状況から、正直なところ白老町においてはこのモニタリング制度、評価制度が導入されていなかったというような実態がございますので、今般この見直しを図ったところでございます。その内容につきましては、指定管理者からの月次報告、利用者のアンケート、そして指定管理者の自己評価を受けての施設管理者が点数制による総合評価

を実施するというところで、この効果については指定管理者が本当にそれでいいかどうかという評価につながる、あとは利用者の満足度につながるというような形で1つ目に見直しました。そして、2点目といたしましては収支計画書の見直しということで、指定管理者の業務分と自主事業分を分けて報告していただくというような内容に見直しております。こちらにつきましては、指定管理者の経営努力指数につながるという効果が認められるというような状況での見直しの観点でございます。そして、3つ目といたしまして事業計画、報告の見直しでございます。こちらにつきましては、サービス向上への取組状況ですとかニーズ把握の取組状況、これはいわゆる利用者ニーズへの対応というような観点から、こちらを大きく見直したと。そして、4点目は実地調査ということで、年1回以上指定管理者と施設担当課がきちんと意見交換をしよう、さらにはきちんと実地調査をしようというような形で、指定管理者との関係づくりですとか業務改善の有無、やはり実地調査を行わないと、どこが悪いのだというようなことがはっきりいたしませんので、業務改善の有無をはっきりさせるためには意見交換であったり実地調査が必要であろうというような観点から、見直しを行ったというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私は、答弁の中で今言ったように新たなガイドラインを策定すると言ったから、それでオーケーしたのです。そして、事務的に指定管理者制度の指針について、この中身が今課長が答弁したような部分があるから、4つの中でやったらどうですかということでは言っているはずなのです。そこにいっているのではないのですよ、落ちは。あくまでも町長は新しいガイドライン、私はどういうことになるのかと、そう期待していたのです。それがそういう事務事業の感じにとどまってしまって、このガイドライン。モニタリングだけだったから、これは昔から言われていた話なのです。ただ、そこにいつてしまったから、町長が議会で言ったと重く感じているから、新たなガイドラインだよ、新たな。そういうことを言ったのが何でそういうふうになり替わったのかということでは言っているのです。中身については分かりましたけれども。そうすると、新たなガイドラインの策定は白紙に戻るということでよろしいですね。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 白紙に戻るといったような形で、そういうような意味合いで私たちは取っていないです。あくまでも前向きに指定管理者制度の効果的な運用のためにいろいろと統一的な、庁内部としてこれから指定管理者制度を運用していくために前向きな検討を踏まえた中で、総合調整部門である企画財政課と施設担当課である各課で2回ほど会議をして、庁内会議を踏まえた中でこういった前向きな議論をしたというような形ですので、ガイドラインを白紙に戻すという考え方ではございません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） その部分については議論しませんけれども、後でまた別な形の中で経過を見ながらチェックしたいと思います。

それで、私が言っているのは3月、当時の担当課長も答弁したのを踏まえて質問しているのです。やっぱりそういうことをやりたいと言っているから。そうすると、町の指定管理者制度に関する指針の目的の一つに民間の能力を活用して経費の削減等を図ると、こうありました。そしてまた、制度の導入の検討には民間業者等が運営したほうが低コストとなることが期待できるということが書かれています。今課長の話をすると、指定管理のチェックだけの方向性みただけけれども、運営自体の。そうすると、経営の削減を図る、そして低コストとなることの定義、そしてその判断基準になる線引き、ボーダーラインの基準というのは今の要綱の改定の中で設定されていますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 経費の削減の関係でございます。

具体的に指針あるいは事務処理要領の中で幾ら削減されればよろしいですかボーダーライン的な、そういった具体的な数値については特に指針の中では定められておりません。しかし、先ほどご説明させていただきましたように、今回の見直しの中で指定管理者業務の分と自主事業分のきちんとそういった収支計画を分けて経営努力に対する指数を求めたりですか、そういうような見直しを図っているところでございますので、きちんとその中で今後においては明確になってくるのではないかと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 3月会議で評価、判断基準について、現状としてはまだ担当者によって基準にばらつきがあるというところも見受けられるので、これから統一した判断基準をつくり、そういった見直しを進めると言っているのです。そこで、サービスの向上、コストの費用対効果の判断基準など、どう具体的に明示するかが重要な論点になってくるのです。そこで、サービス向上、経費削減、低コストに関しての算定測定等の目安や根拠となる統一した判断基準と定義を明確にしておくべきではありませんか。今は考えるみたいな答弁ですけれども、明確にするべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） すみません。私のご説明が悪くて申し訳なかったのですけれども、要するに先ほど言ったように、何回も同じ重複答弁になろうかと思うのですけれども、収支計画書、先ほど自主事業の分の観点ですとか、あと事業報告書の中というように形できちんと示していただいて、それで点数化を図って、そういった庁内の統一的な判断基準を持たせているというような形での見直しをきちんと、現実的にはこれからの要綱の、8月に策定をしましてこれからスタートする部分ですので、これからの対応ということにはなりますが、そういった判断基準の下に進めていくという内容になっているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今課長が言われた部分でぐっと判断基準を設定して厳しく審査、評価していく。そうすると、これは新規導入の施設にも関わっていますけれども、これははっきり

申し上げたいのだけれども、指定管理施設の検証、評価で指定管理制度の目的に達しておらず、本制度に合致しない施設や指定管理者による場合と比べ、町が直接管理運営したほうがメリットがあると認められる場合は直営に戻すことや指定管理者制度を適用しないことを白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針に盛り込めませんか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今実際に指定管理者制度を活用している施設、合致しないかどうか、そういったことで直営に戻すべき施設もあるのではなかろうかということで、その見直しの部分というような観点でのご質問かと思います。

それで、指定管理者制度に関する指針の中に、3番目に指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方ということで統一的に示されているところがございます。それで、導入に当たっての基本的な考え方ということで、まず導入施設、今現実的に導入している施設についてはきちんと継続を継承の上、特段の理由がない限り指定管理者制度を継続しましょうということになってございます。そして、今直営施設として管理しているものについてはサービスの向上、経費の削減の見地から導入を検討し、それでよろしいということであれば移行しましょう。それで、新規施設、こちらについては基本的には指定管理者制度を前提に考えていこうというような形で指定管理者制度の指針の中に統一的に考え方が定められている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それは理解します。私が言うのは、今その要綱を使って見直しをして比較したけれども、やっぱり指定管理者は高いといったときには直営に戻すと、制度にしないということをしたらどうですかと言っているのです。

それで、これはある自治体ではそういうことをやっているのです。こう言っているのです。指定管理者制度の管理運営方針の基本原則として指定管理者による場合と比べ、直接運営したほうがメリットがあると認められる場合は本制度は適用しないものと運営方針に明記しているのです。だから、ぜひ本町でもこれぐらいの財政効率、そういう部分でいけばもう一回白紙に戻してそういうことを考えるべきだと思うのです。ぜひ今言った部分を前向きに検討できないですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 前田議員から今具体的にほかのまちの事例も掲げていただきました。それで、まず町長の1答目の答弁でもありましたように、この公の施設、指定管理者制度というのは地方自治法の法律に基づいて指定管理者制度というのが運用されております。それで、地方自治法の244条の2というのが根拠条例になっているのですけれども、この条文では普通地方公共団体は、公の施設の指定の管理を指定管理者に行わせることができるというような規定になっています。ですから、行わせるではなく行わせることができるというような形ですので、それを直営にするか、それとも指定管理者制度の指定にするかというのは、これは自治体の裁量権ということになりますので、前田議員ご指摘のとおり、一番最初に指定管理者制度を白老町が導入したのは平成18年であります。それで、今15年経過しているということ

で、当初からもちろん社会情勢も変化しているというような状況を踏まえて、この辺は本当に合致しているかどうかというのを立ち返って、きちんと見直しできるものは見直していきたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

---

再開 午後 4時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ続行いたします。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 前にこの議会の場で町長は、課長の答弁は町長の答弁、考えだと、こう言っていました。それで、大塩課長、ある会議の席でこの指定管理について、言っていることは分かっていますよね。ある程度合致しなかった場合は直営に戻したほうがいいのではなかったかという正直なところでありますと、ここはいま一度立ち返って本当に制度を活用していくべき施設なのかどうかというのは議論していかなければならないと。これには間違いないのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 先ほどの答弁のとおり、合致していない施設というのが本当にはないかどうかというのは再検証しなければならないと思いますし、私もこの立場になって指定管理者制度というのが本来的な法律上に沿った形かどうかというのをもう一回立ち返って見直すものは見直したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 積極的な答弁、期待しています。本来は公共施設の設置者は町長ですから、本来は落としどころがどこにくるか分かりませんが、そこでこれは最後にします。ということは、町は平成18年度から本制度を導入していますけれども、時間の経過とともに本制度の目的かつ施設管理や運営面での硬直化や非効率化が進み、さらにコスト増嵩に加えて従来の施設の運営管理の域を出ない丸投げ的な状況に現状あります。だから見直すと思います。このことを十分踏まえて、新規に導入を考えている施設や更新適用施設については指定管理者ありきや前のめりになることなく、本制度の適用の可否を総合的に判断し、直営や直営に戻すとの英断も視野に最適な手段を講じるべきではないでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 前田議員からお話のあった点については、私ども確かに18年から導入をして15年たって、ご指摘のように本当に運営の中での硬直化というのも実際にあるという認識はしております。その中においても、いかにではそのところを当初のというか、本来の指定管理者制度のありようをもって是正を図っていくかというところは十分、今新しい管理者の募集、公募に入っていますけれども、先ほども答弁にあったように、公募の中においても

一定限の押さえ方をしておりますし、それから今後の更新時期に合わせて十分そのところはしっかりと判断をして、今後のありようについて本当にこのまま指定管理でいいのか、それとも直営に戻すのか、業務委託として出すのか、そういったことも多々多面的に捉えながらやっていかなければならない状況に、町としては町民サービスが多様化する中でそれにどう応えるか、同時に何とか今危機的な状況は財政的には回避できたとしても、今後財政的な問題が出てくる中でどのような効果的な指定管理の運営ができるかどうかということも含めて、十分そのところは今ご指摘をいただいたところをしっかりと受け止めて対応したいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 全部で18施設あります。今日は個々のものは言いませんけれども、本当に指定管理者になじむ施設かということは多々いっぱいあるのです。当然収入、利用客の増、そういう部分を含めると、安易に指定管理でやっているところはいっぱいあるのです。ぜひ今の副町長の答弁を実行してほしいなど、こう思います。失礼ですけれども、これまで議論してきましたけれども、ぜひ聞き流されないことを念じつつ、質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって会派きずな、前田博之議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時10分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 前 田 博 之